

FATF



リスクベース・アプローチに関する  
ガイダンス

# 法的取極の実質的支配者と 透明性



2024年3月



金融活動作業部会 (FATF) は、マネロンやテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散への資金供与からグローバル金融システムを保護する政策を策定し、推進する独立の政府間組織である。FATFの勧告はマネロン対策 (AML) とテロ資金供与対策 (CFT) のグローバル基準とみなされる。

FATFについての詳細は、ウェブサイトを参照：[www.fatf-gafi.org](http://www.fatf-gafi.org)

本ガイダンス又は本ガイダンスに含まれる地図は、特定の地域の地位又は主権、国境や境界の画定、並びに地域、都市、領域の名称を害するものではない。

引用：

FATF (2024), *Guidance on Beneficial Ownership and Transparency of Legal Arrangements*, FATF, Paris, <https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Guidance-Beneficial-Ownership-Transparency-Legal-Arrangements.html>

© 2024 FATF/OECD. All rights reserved.

事前の書面による許可のない本発行物の複製又は翻訳を禁ずる。

かかる許可を本発行物の全部又は一部につき申請する場合は、2 rue André Pascal 75775

Paris Cedex 16, FranceのFATF事務局まで連絡のこと。

(fax : +33 1 44 30 61 37 メール : [contact@fatf-gafi.org](mailto:contact@fatf-gafi.org))

写真提供-表紙: ©Getty Images



# 目次

略語・頭字語.....	5
1. はじめに .....	6
2. 勧告25の範囲:信託及びその他の類似の法的取極 .....	7
明示信託 .....	7
明示信託に類似の法的取極の特定 .....	8
信託当事者 .....	10
3. 信託及び類似の法的取極に関するリスクの理解と評価 .....	16
取極の私的性質 .....	16
自国法に準拠する法的取極のリスク評価 .....	19
自国内で運営される法的取極、又は受託者又はこれに相当する立場にある者が国内に居住する法的取極のリスク評価.....	19
自国に密接な関係を持つ外国の法的取極のリスク評価.....	20
リスク防止・低減するための仕組み .....	21
4. 十分、正確かつ最新の情報.....	23
基本情報 .....	23
十分な実質的支配者情報.....	23
正確な実質的支配者情報.....	25
最新の実質的支配者情報 .....	28
5. 実質的支配者情報を取得するための仕組み及び情報源 .....	30
受託者 .....	31
レジストリアプローチ .....	31
その他の権限ある当局 .....	32
信託のその他代理人又はサービス・プロバイダー .....	33
情報へのアクセス.....	33
6. 制裁措置.....	35
7. 該当規制制度の適用性とその他の課題 .....	36
受託者の義務履行における判例法の関連性 .....	36
サービス・プロバイダー及び受託者による基準の実施.....	36
実質的支配者及びその他FATF基準要求事項の実施.....	38
8. 国際協力 .....	42
参考文献.....	46

## 略語・頭字語

	定義
AML/CFT	Anti-money laundering and countering the financing of terrorism (マネーロンダリング及びテロ資金供与対策)
CDD	Customer due diligence (顧客管理)
DNFBPs	Designated Non-Financial Business or Profession (特定非金融業者及び職業専門家)
FATF	Financial Action Task Force (金融活動作業部会)
FI	Financial institution (金融機関)
FIU	Financial intelligence unit (資金情報機関)
INR	Interpretive Note to Recommendation (解釈ノート)
LEA	Law enforcement agency (法執行機関)
ML	Money laundering (マネーロンダリング)
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
PEP	Politically exposed person (重要な公的地位を有する者)
STR	Suspicious transaction reports (疑わしい取引の届出)
TCSPs	Trust and company service providers (トラスト・カンパニー・サービス・プロバイダー)
TF	Terrorist financing (テロ資金供与)

## 1. はじめに

1. 明示<sup>1</sup>信託及びその他の類似の法的取極は、一般に重要かつ正当な目的で設定される。しかしながら、これらの法的取極がマネーロンダリング及びテロ資金供与対策（以下、マネロン・テロ資金供与対策）を回避した犯罪者に悪用される可能性があり、こうした悪用を防ぐには、これらの法的取極の実質的支配者（以下、BO: Beneficial Owners）を十分かつ効果的に特定する能力を備えることが重要である。
2. 各国は、法的取極の悪用によるマネロン・テロ資金供与リスクを評価し、予防措置を講じる必要がある。特に、明示信託及びその他類似の法的取極に関する十分、正確かつ最新の情報を確実に入手する必要がある。これには、委託者、受託者、信託管理人、受益者又は受益者クラス、その他最終的な実質的支配を行使する者に関する情報を含み、これらは権限ある当局が効率的かつ適時に取得又はアクセスできなければならない。各国は、勧告10(R.10)及び勧告22(R.22)に定められた要求事項を実施する金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家（以下、DNFBPs）が実質的支配者（以下、BO: Beneficial Ownership）に関する情報及び支配情報に容易にアクセスするための方法を検討する必要がある。
3. 勧告25(R.25)に関するガイダンスは、明示信託及びその他の類似の法的取極を指す<sup>2</sup>「法的取極」に適用される透明性要件に重点を置き、法人の透明性強化に関するそれまでのFATFの取り組みを補完する。信託は法的事業体又は法人ビークルの一種ではなく、当該取極に対する主要当事者間の関係であることを理解しておくことが重要です。
4. 本ガイダンスは、信託又は類似の法的取極の規制、監督、実施、組成、管理又は運営に携わる官民セクターの幅広い利害関係者を対象とする。勧告25の要求事項に注目し、信託固有の特徴とこれに関わるマネロン・テロ資金供与に関する透明性義務を取り上げる。特定の重複要素を考慮しつつ、勧告24(R.24)に関して過去に発行されたガイダンスを補完する。また、2023年2月に採択された勧告25要求事項の実行をサポートすることを狙いとする。勧告24及び勧告25に関するガイダンスは、いずれもBOに関するFATF基準の実施に際して各国のアプローチに同等に情報を提供するものであるため、両ガイダンスを並行して参照することが推奨される。
5. 本ガイダンスに法的拘束力はなく、国内当局の権限に優先されるものでもない。関連するFATF類型報告書を含めた入手可能な調査結果や各国の経験を踏まえ、現行FATFガイダンスその他継続中の活動を補完する目的で作成されている。また、BO情報の透明性確保に重点を置くその他国際機関の取り組みも考慮している。

<sup>1</sup> 以下、「信託」に言及した場合は、[FATF用語集](#)に従い、黙示信託とは異なる明示信託を指すものとする。

<sup>2</sup> FATF用語集において、法的取極は「(略)明示信託及びその他の類似の法的取極」と定義される。(マネロン・テロ資金供与対策上のその他の類似の法的取極の例として、フィデュシー (fiducie)、特定種類のトロイハント (Treuhand)、フィデイコミス (fideicomiso)、ワクフ (Waqf) などを含むが、これに限定されない。

## 2. 勧告25の範囲: 信託及びその他の類似の法的取極

6. FATFは、勧告24と勧告25をそれぞれ2022年3月と2023年2月に強化した。2023年3月には、勧告24の要求事項の実行を支援するため、法人のBOに関するガイダンス改訂版を公表した。勧告24に関するガイダンスには、法人のマネロン・テロ資金供与リスクを評価し低減するため、また、正確かつ十分な情報に適時にアクセスするための方法について、法的拘束力のない助言が盛り込まれている。権限ある当局がBO情報の正確を期するため、この情報を特定し、確認するための仕組みの例も示されている。ガイダンスにはさらに、実効性があり、適切に比例し、抑止力のある制裁と、それらをBO要件の遵守違反に最も効果的に適用する方法に関する見解も含まれている。

7. 法的取極の透明性とBOに関するFATF基準(勧告25)に従うには、法的取極に関わるマネロン・テロ資金供与リスクを評価し、低減措置を講じなければならない。

8. 本ガイダンスのこのセクションの目的は、各国と民間セクターがFATF基準に基づく法的取極に対する透明性要件の適用範囲を理解するための支援を行うことである。法人と法的取極の相違点を解説し、その後、明示信託の特徴と事例に重点を置き、明示信託に類似する法的取極の特定をするために各国を支援する。

### 明示信託

9. 明示信託(以下「信託」)は、FATF勧告用語集で定義されている用語であり、委託者が文書で明確に設定した信託を指し、通常、(例えば、信託証書)書面によって設定される。これに対して、信託又はその他の類似の法的取極を設定するという委託者の明確な意図又は判断の結果ではなく、法的作用によって生じる信託もある。

10. 信託とは、当事者間(特に委託者、受託者、受益者)の関係及び資産を規律する取極であり、法人格を有しない。受託者は当該資産の法的所有者であり、信託の名義で契約を締結する。

11. この種の取極は、信託証書と受託者の信託義務に基づき、資産やその運用益を管理・分配することを目的とする。

12. 信託は一般に、受益者のための信託と慈善・非慈善<sup>3</sup>の目的信託に分類され、他の法的形態では障害がある場合や、特定の経済活動に適さない場合に利用されてきた。信託を設定又は使用する場合、主に次の理由が考えられる。資産の保護(債権者による請求や破産のリスクなど、想定される将来の外部リスクから資産を保護するなど)

- 資産の運用(例えば、事業継続の助けにする)
- プライバシーの確保(注目度の高い人物の安全やセキュリティのため、重要とされる場合にプライバシーを強化するなど)
- 法的障害の克服(例えば、居住要件)
- タックスプランニング、税務最適化(信託が法人や受益者と比べて異なる税率で課税される場合がある)
- 資産承継計画・相続(例えば、委託者の死去、受益者の浪費行為、社会的弱

<sup>3</sup> 本ガイダンスの文脈上、「信託の目的(purposes of trusts)」とは信託を設立又は使用する「目的(objectives)」と理解されるものであり、英国法における「目的信託(purpose trust)」、すなわち、個人の利益ではなく特定の目的のために設定される信託と混同すべきではない。別紙A参照。

者である受益者への対応など)

- 投資ビークルの保有(例えば、年金基金)

13. ボックス2.1に例を示すとおり、特定の種類の信託は、上述の目的とは異なる目的を持つ場合があり、この点は、適用される要求事項とマネロン・テロ資金供与リスクに従って、それぞれの取極の機能と特徴を具体的に検討し、評価する必要性を一層強調している。

### ボックス2.1 慈善信託

慈善信託とは、その利益を特定の集団ではなく、特定の慈善目的に振り向けるために設定される。したがって、特定できる受益者はいない。慈善信託は、英国のペムセル事件<sup>1)</sup>によって確立された特別な基準に含まれる目的タイプの1つに通常当てはまる「目的」に対して設定される。慈善目的には複数種類の目的が含まれることもあれば、特定の目的に焦点を当てる場合もある(例えば、研究や教育など)。例えば、特定の慈善目的において資産を保有するために設立され、法人のように運営されることもある。慈善信託は明示信託と類似した方法で設定されるが、次の固有の特徴を有する。

- **慈善目的:**すべての慈善信託は、何らかの公益を目的に設定される。
- **受益者不定:**慈善信託は、個々の受益者が権利を主張できないため、信託が所在する州の司法長官(又はこれに相当する立場にある者)、又はその信託の所在法域において、裁判所やその他の法定権限者によって適切に執行される。
- **期間:**永久拘束禁止則は慈善信託には適用されず、慈善信託は慈善目的が存在する限り継続する可能性がある。

公益目的を追求することは、慈善信託(ワクフなどの類似の法的取極を含む)を他の信託と区別する特徴であるが、これらが絶対的に低リスクであると結論づけることはできない。むしろ、慈善信託の特徴の一部はマネロン・テロ資金供与に悪用されるリスクを高める可能性がある。

上述は、法的取極の特定類型から事前に結論を導くことはできず、評価はその国の法的枠組み、リスク、状況、重要性に基づいて行う必要があることを示している。

1. 英国の古い法律、エリザベス法(Statute of Elizabeth)を踏まえたこの事件の判例では、慈善信託の目的として、(i) 貧困の救済、(ii) 教育の発展、(iii) 宗教の発展、(iv) その他 (i)-(iii) に該当しない地域社会に利益をもたらすその他の目的が規定されている。

### 明示信託に類似の法的取極の特定

14. FATF用語集は、法的取極を明示信託及びその他の類似の法的取極と定義し、その他の類似の法的取極の例として、フィデュシー(*fiducie*)、特定種類のトロイハント(*Treuhand*)、フィデイコミス(*fideicomiso*)、ワクフ(*Waqf*)などを含むが、これに限定されない。

15. 信託に類似する法的取極とみなすための広く認められた定義はない。その法

的取極が明示信託に類似するかどうかを判断するには、複数の要素を考慮した総合的かつ文脈に即した分析が必要である。明示信託と法的取極の類似性は、信託の準拠法及びその承認に関するハーグ条約第2条を考慮し、法的取極が明示信託と類似の構造を有するか、又は類似の機能を果たすかに基づいて評価される。<sup>4</sup>

当該国が同条約の加盟国であるか否か、あるいは国が明示信託を認識又は規制しているかどうかにかかわらず、類似の法的取極が存在する可能性を考慮する必要がある。

16. 信託は元々コモン・ロー制度で発展したため、シビル・ローの文脈で生じた類似の法的取極が信託概念を完全に再現することは想定されない。しかしながらこれは、シビル・ローの国々が勧告25に基づく検討を行い、信託や類似の法的取極が自国法で想定され、規律されているか否かを評価する義務を免除されることを意味しない。法的取極は、それを運用する法的文脈に合うよう進化する。

17. 明示信託と同様、類似の法的取極は所有権を機能的に二分し、資産の法的支配とその利益を異なる者が保有できる。類似の法的取極は、ある人物が別の人物に資産を委託し、委託された人物が1人以上の人物の利益のため、又は特定目的のために資産の権原を保有し、資産を管理する場合の仕組みを定めることもある。したがって、その場合は、当該信託の受託者に課された義務に類似した信認義務<sup>5</sup>が生じることがある。

18. 各国は、自国の法域内で類似の法的取極を特定するため、いくつかの手順を踏むことができる。

- 各国は、自国法を評価し、明示信託及び類似の法的取極が明確に規定されているかを確認する必要がある。この判断には類似性の検討が必要であり、その際は契約法の専門家及び信託実務者の関与が推奨される。
- 各国は、自国の法域内にあるその他すべての法的取極の構造と目的を検討すべきである。この際、特定の取極が自国内で認識されるに至った関連する判例法(過去の裁判所判決に基づき確立された法的先例)を評価することが有用である。例えば、明確な規制なく、契約の自由の範囲において個人間で設定された特定の取極が認識される場合もある。
- また、そうした法的取極に対して法を定めた立法者の意図を検討することが適切なケースもある(例えば、コモン・ロー法域でハーグ条約に基づき承認されている明示信託の代替を、シビル・ロー法域で規定することが意図である場合)。

### 範囲設定に関する課題

19. 類似性を評価する際は、構造と機能、両方の評価を行うことが重要である。実

<sup>4</sup> ハーグ条約第2条には次のとおり定めている。

本条約の適用上、「信託」とは、資産が受託者の管理下に置かれることによって、受益者の利益のため又は特定の目的のために、委託者によって生前又は死亡時に創設される法律関係をいう。信託には次の特徴がある。

- a) 資産は独立した基金を構成し、受託者自身の財産には含まれない。
- b) 信託財産の権原は、受託者又は受託者の代理として行う他人の名義とする。
- c) 受託者は、信託の条件及び法律で課された特別の義務に従い、資産を管理、運用、又は処分する権限と義務を有し、その責任を負う。

委託者による特定の権利や権限の留保及び受託者自身が受益者としての権利を有する可能性があるという事実は、信託の存在と必ずしも矛盾しない。

<sup>5</sup> 信認義務とは、注意義務、忠実義務、誠実義務、慎重義務及び情報開示義務を意味する。

務上は、自国法で規定されるすべての法的文書を評価し、その構造又は機能が明示信託と類似する場合に、法的取極に該当するかどうかを判断する必要がある。FATF用語集に含まれるものに加え、各国が法的取極と判断する可能性のある法的手段には、特定種類の名義人制度（nominee arrangements）、投資ビークル（investment vehicles）、財団などが含まれる。名義人制度は勧告24「法人の透明性に関するガイダンス」（セクション15：名義人制度の悪用リスクを防止・低減するための仕組み）にも取り上げられており、勧告25に基づき類似の法的取極とみなすかどうかを検討する際には、勧告24に関するガイダンスを考慮する必要がある。

20. 評価の結果、一部の法的文書の類型は明示信託に類似しないと結論付ける場合、その判断の根拠を示す際にも役立つかもしれない。

21. 例えば、FATF用語集では、財団は法人格を有し、勧告24の対象となる法人として記載されているが、その構造と機能は信託と類似する場合がある<sup>6</sup>。この点において、FATF基準は、その法的手段の構造及び機能に応じて、BOを判断する際にどちらのルール（勧告24又は勧告25）を使用できるかを各国が選択できるよう、十分な柔軟性を与えている。ただし、いずれかのルールは勧告24又は勧告25に含まれていなければならない。

## 信託当事者

22. 信託には、(i) 委託者、(ii) 受託者、(iii) 信託管理人（存在する場合）、(iv) 個々の受益者、又は該当する場合は受益者クラス及び受益者として指定される者、(v) 当該取極に対して最終的な実質的支配を行使するその他自然人など、幅広い当事者が含まれる。<sup>7</sup>

23. 各国は、受託者に対して、前述の信託当事者全員の十分、正確かつ最新のBO情報を取得し、保有することを義務付ける必要がある。ただし、属性又はクラスによって指定された信託の受益者については、リスクベース・アプローチ（以下、RBA）を採用し、分配時又は受益者が既得権の行使を意図する時に該当者が受益者資格を得るまで、受託者が完全に十分かつ正確な情報の取得は求められない。<sup>8</sup>各国は、RBAを採用し、特定の慈善信託又は法律で認められた非慈善信託について個々の受益者の特定を必ずしも必要としないと判断することもできる。場合によっては信託当事者が法人又は法的取極であることに注意が必要である。受託者又は法的取極のその他の当事者が法人又は法的取極である場合でも、受託者又はこれに相当する立場にある者は、当該法人又は法的取極の十分、正確かつ最新のBO情報を取得し、保有する必要がある。このケースにおいて、受託者は信託当事者である法人又は法的取極のBOを特定するために十分な情報を取得し、その本人特定事項を確認するため合理的措置を講じる必要がある（FATF法人の実質的支配者に関するガイダンス（勧告24）参照）。

<sup>6</sup> 2022年のOECD/IDBグローバルフォーラムBOキット、p. 14を参照。「法人と法的取極を区別する際、実務上、適切な分類の判断が難しい場合がある。これは、法域固有の法律によっては、一部の法人が法的取極と酷似した構造を持つこともあるためである（例えば、信託）。一部の民間財団は信託に類似している。委託者又は創設者は当該信託又は財団に資産を移転する役割を担い、受託者又は財団の理事会が受益者に代わって当該信託又は財団の資産を管理する。  
[www.oecd.org/tax/transparency/documents/effective-beneficial-ownership-frameworks-toolkit\\_en.pdf](http://www.oecd.org/tax/transparency/documents/effective-beneficial-ownership-frameworks-toolkit_en.pdf)。

<sup>7</sup> 信託又は類似の法的取極に対する「最終的な実質的支配」という言及には、所有又は支配の連鎖を通じて所有権又は支配権が行使される場合が含まれる。

<sup>8</sup> 勧告25解釈ノート、脚注75。

## 委託者

24. 委託者は、自らの資産の所有権を信託証書又はそれに類似する取極によって受託者に譲渡する自然人又は法人を指す。信託に資産又は資金を提供した(又は提供を約束した)場合は、その人物も委託者である。これには無償性の要素が必要である(委託者は、十分な対価を伴う譲渡を行う独立した第三者ではなく、何らかの形で便益を供与する意図がなければならない)。委託者は通常、信託の設定者(1人又は複数)と理解される。<sup>9</sup>

25. 委託者は、信託証書に氏名が記載される場合も、されない場合もある。信託証書に氏名が記載された委託者が真の「経済上の委託者」とは限らない。氏名が記載された委託者は実質上、当該信託に拠出された資産の真の所有者である真の経済的委託者の「名義人(nominee)」として機能していることもある。この場合、経済的委託者をどのように特定すべきか、別途検討が必要になる。

26. また、委託者又は当該法的取極に対して類似した役割を負う、その他の当事者が法人の場合、その法人のBOを特定する必要がある(セクション5参照)。

## 受託者

27. 受託者とは、信託財産に関する行為を行うことができる法人又は自然人を指す。受託者は、特定の義務に従うことを条件に信託財産に対する権限を有する。受託者の権限及び義務は一般に、信託証書に加え、国によっては判例法や法律に基づく。

28. 受託者は信託取引に直接関与するか、一般には信託財産を取り扱う他者の継続的監視・監督の実施を求められる。また、信託及び信託当事者に関する中心的情報源である。

29. FATF用語集に従い、「受託者」とは、信託の準拠法及びその承認に関するハーグ条約第2条(c)に説明されるとおり理解され、これと整合する必要がある。受託者は、事業の一環として有償で受託者行為を行う専門職(例えば、法域によっては、弁護士又は信託会社)である場合もあれば、受託者業務を事業としていない非専門職の場合もある(例えば、職業としてではなく、家族を代表して行為する者)。

30. 法的取極の中で受託者が果たす役割に基づき、専門受託者か非専門受託者かを問わず、すべての受託者は勧告25に基づく要求事項に従わなければならない。

31. 受託者は歴史的に管理、運営、投資機能を自ら果たす義務を負い、信託証書に定めがある場合を除き、これらの機能の委譲はできない。近年では、多くの法域で委譲範囲を広げる法律が採用されており、例えば、受託者にカストディアン(資産保管機関)、投資マネージャー、投資顧問、その他信託の適切な運営を助けるサービス・プロバイダーの選任を認める規定を設けることによって実現している。ただし、その場合でも、受託者は代理人の行為を規定する取極の監視及びレビューについて、引き続き責任を負うのが一般的である。

32. 信託証書で認められている場合、受託者は、当該信託に追加的専門知識を得るために、(i) 委任状、又は(ii) 代理人又はサービ

<sup>9</sup> 例えば、次のような場合には、資産が信託に移転された時期を問わず、その人物を実際の委託者として特定しなければならない。

- 信託に資産を拠出した人物は委託者として特定される。
- 人物Aが、人物Bによるその資産の信託への拠出を意図して、人物Bに特定資産を譲渡する場合、人物Aを委託者として特定する必要がある。

ス・プロバイダーの選任をもって権限を委譲できる(例えば、投資顧問、投資マネージャー、会計士、税務顧問など)。いずれの場合でも、受託者は代理人の行為を規定する取極の監視及びレビューについて、引き続き責任を負うのが一般的である。その信託の実質的管理者が委任された代理人であるかどうか、前述の規定に従っているかどうかを判断する際には、その代理人が、(i) 信託取引に積極的に関与し、信託財産を取り扱う他者の継続的監視・監督を行うことができるか、(ii) 当該信託及び信託当事者に関する中心的情報源として機能しているかを評価する必要がある。信託財産の処分に関する裁量を行使する権限を除き、管理者の活動範囲は実質上、受託者の活動範囲と同一又は極めて類似である。現代の国際的信託実務では、管理者が受益者との連絡、議事録の作成、銀行への指図、財務諸表の作成などを含む包括的なサービスパッケージを提供することが一般的である。管理サービスの提供会社が、自社従業員から信託の受託者として機能する専門受託者を選任することもある。これらが信託の受託者全員を構成する場合もあれば、委託者の知人がこれに加わる場合もある(多くの場合は、家族や近い関係者)。

33. 専門代理人が別個に行う次の活動は、信託の管理とみなすべきではない(i) 投資に関する助言又は管理、(ii) カストディアンサービス、(iii) 法律に関する助言、(iv) 税務に関する助言、(v) 不動産管理、(vi) 会計サービス、(vii) 簿記サービス。この文脈における管理者とは通常、次の2つの条件に当てはまる受託者以外の人物を指す(例えば、トラスト・カンパニー・サービス・プロバイダー(以下、TCSP)、会計士など)(i) 信託取引に積極的に関与し、信託財産を取り扱う他者の取引に対する継続的なデューデリジェンス及び精査(ii) 当該信託及び信託当事者に関する中心的情報源として機能している)。

34. 信託の投資対象にサービスを提供する専門家(例えば、その信託が保有する商事会社の取締役として務める場合)は、信託の管理を担う者とはみなされない。

35. 複数の受託者がいる信託や、活動が複雑又は多数、又は専門的な管理サポートが必要な場合は、管理者(中心的コーディネーター)の選任がより一般的である。

### 信託管理人

36. 「信託管理人」という用語に共通の定義はなく、信託管理人の義務及び権限は法域や信託によって大きな幅がある。信託管理人、指名権者、後見人は一般に、受託者の行為を監督し、その行為が受益者の利益に沿っているかを確認するために選任される。これらの法人又は自然人は、次の理由により信託を保護し、実質的に支配する場合がある。

- 受託者の決定を承認できる
- 受託者の決定を撤回できる
- 受託者を解任できる
- 新しい受託者を任命できる
- 信託の法域を変更できる

37. 信託管理人を特定し、本人特定事項を確認するために必要な情報を取得することが求められる。信託管理人が法人の場合もある。

### 実質的支配を行使する自然人

38. 前述の信託当事者のほか、その他の自然人が法的取極に対して実質的支配を行使する場合がある。信託又は類似の法的取極に対する最終的な実質的支配

とは、次の状況を含む。

- 所有又は支配の連鎖を通じて所有権又は支配権が行使される場合
- 当該信託に対する支配を誰が行使できるかを決定する権限を有するその他の人物

### ボックス2.2 実質的支配を行使する自然人

「支配権」とは、信託証書又は法律に基づく、次に関する権限を指す(単独で行使するか、他者と共同で行使するか、あるいは他者の同意の下で行使するかを問わない)。

- i. 信託財産の処分又は投資(投資マネージャーとしての行為を除く)
- ii. 信託の分配の指示、実施、承認
- iii. 信託の変更又は終了
- iv. 受益者の追加・除外、又は受益者クラスからの追加・除外
- v. 受託者の選任又は解任

出所:FATF, *Risk-Based Approach Guidance for Legal Professionals* (法律専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス)、pp 71, 2019

## 受益者

39. 信託の受益者とは、直接的又は間接的に、信託取極の利益を得る権利を有する者又は将来的に有する可能性のある者を指す。受益者は自然人、法人、又は法的取極であり得る。すべての信託(慈善信託又は法律で認められた非慈善信託を除く)には、特定可能な受益者が存在しなければならない。信託には最終的に確認できる受益者が常に必要であるが、例えば、所定期間(積立期間)の満了時や、裁量信託である場合の受託者の裁量行使によって特定対象者が収入又は資本の受益者資格を得るまでなど、信託の設定時点で、受益者クラスと受益者として指定されうる者(受益者として指定されうる者に関するセクションを参照)を除き、定義付けられた既存の受益者がいない場合もある。<sup>10</sup>

40. その法的取極の利益に対して将来的に資格を得る可能性のある者については、集団の誰が信託の利益を受け取るべきかを選択するにあたり、受託者は信託証書の定めを通じて様々なレベルの裁量権限を与えられる場合がある(例えば、受益者に関する裁量をまったく与えられない、又は一部与えられる場合など)。このほか、信託証書に受益者クラスの個々の構成者が何らかの利益を受け取ると定められている場合もあれば、個々の受益者がどの程度の利益を受け取るか、受託者にその裁量において決定権限が与えられている場合もある。同様に、受託者にその裁量において収入を分配するか積み立てるかの決定権限が与えられている場合もある。

41. これらに応じて、受益者とは例えば次のケースが考えられる。

<sup>10</sup> 大枠では、これは「International Standards for Automatic Exchange of Information in Tax Matters (課税における自動的情報交換に関する国際基準)」「Crypto-Asset Reporting Framework (暗号資産等報告枠組み)」「Common Reporting Standard (共通報告基準)」2023年更新版54ページ、パラグラフ52などに従ったアプローチと合致する:「属性又はクラスによって指定された信託の受益者については、報告暗号資産サービス・プロバイダーは、払出の時又は受益者が既得権を行使しようとする時点で、当該プロバイダーが受益者の本人確認できると判断するに足る十分な情報を取得する必要がある。」参照先:<https://doi.org/10.1787/896d79d1-en>

- 受益者として信託証書に氏名が明記されている者。
- 氏名の明記はない場合もあるが、特定の法的取極の利益を受ける権利を有することが明確な者(例えば、信託証書に受益者は委託者の子であると指定されている場合の委託者の子)。
- 受託者による裁量の行使(受益者として指定されうる者)や積立期間の満了など、特定の事象が発生した時に受益者になる者。

42. 勧告25に基づき信託に関する十分、正確かつ最新のBO情報を取得し、保有する要求事項は、勧告25解釈ノート第1項に従ったクラスによって特定された者である特定の例外を除き、すべての現行受益者に当てはまる。裁量信託の下で行使される受益者として指定されうる者である受益者には、別の定めが適用される。

43. 信託設定時に確認できる受益者がいない場合は、勧告25解釈ノート第1項に従い、受託者は、受益者クラス及びその属性、並びに受益者として指定されうる者(以下セクションを参照)<sup>11</sup>に関する一定の情報を取得し、保有する必要がある。各国は、RBAに従ったうえで、特定の慈善信託又は法律で認められた非慈善信託については個々の受益者を必ずしも特定する必要はないと決定することもできる。この判断は、この類型の信託に対するリスク評価に基づくべきであり、その評価結果と明確に一致する必要がある。

44. 受益者の利益を確実に正しく考慮するため、誰が受益者であるのかを受託者が把握していることが重要である。受託者は、受益者が存在するだけでなく、その本人特定事項を確認していなければならない、そうでなければ、実際には信託を適切に遂行できない。

45. 受託者に幅広い裁量権限が与えられている場合は、必ずしもすべての想定受益者を特定する必要はない。信託は未出生の受益者その他設定時に特定できない受益者を含めた幅広い範囲で作成される場合があるからである(例えば、家族相続)。同様に、いずれかの時点で資格を得る可能性のある者すべてを特定することは実務上難しい場合もある。クラス全体の分類ができないことは、対象者の明確さを欠いていることに起因する信託の落ち度の理由にはならない。受託者は、適切な分配を検討する際、事前に受益者の範囲を調査し、その個人がクラスの一員であるかないか、その個人が信託の利益を受け取ることができるか否か(受益者又は受益者として指定されうる者であるかどうか)を、確信を持って判断する義務がある。

#### 受益者として指定されうる者

46. 必ずしもすべての信託に受益者として指定されうる者が存在するわけではない。ただし、受益者として指定されうる者がいる場合は、「受益者として指定されうる者」の定義に関して2つの(累積)要素がある。

- 1つめは、その時点で特定できる信託財産又は固定利息(fixed interest)はないが、受託者が当該人物を想定される受益者クラスの一員として特定しなければならない。受益者として指定されうる者は、受託者が裁量権限を行使するまで、利益を得る可能性は高くない。
- 2つめは、受託者が、信託の条件に基づき、想定される受益者が将来的に信

<sup>11</sup> 勧告25解釈ノート、脚注73。属性又はクラスによって指定された信託又は類似の法的取極の受益者については、RBAを採用し、払出の時点又は受益者が既得権の行使を意図する時に該当者が受益者資格を得るまで、受託者又はこれに相当する立場にある者は、完全に十分かつ正確な情報の取得は義務付けられない。

託財産から実際に利益を得る可能性がある」と明確かつ現実的に確信していなければならない。委託者から提供される意向書(又はそれに類する文書)にその人物が言及されている場合もあれば、様々な理由に基づき、クラスを少人数の想定受益者に絞り込む場合もある。

47. 特定の想定受益者は、自らが権利付与の対象となり得ることに気づかない場合がある。これは、信託証書において、裁量権がその者に有利に行使されるまで、特定の年齢に達するまで、又はその他の事象が起きるまで、受益権を有する可能性を当該想定受益者に知らせないことが定められている場合などである。受託者が裁量権をまったく行使しなかった場合は、ある特定の時点で確認できる受益者はいないとみなされるケースもあると考えられる。

48. 意向書などのその他の文書に、受益者又は「受益者として指定されうる者」の該当者が明記されていることもある。意向書は受託者を拘束するものではないが、実務上、一部の信託証書には非常に包括的な受益者クラスが指定され、委託者から受託者への「意向」として、信託を管理した後、最終的に特定の個人に分配してほしいと詳細が述べられていることもある。受託者には、委託者の意向書に示された意向を拒否する法的権利があるものの、実務では一般に重要視される。したがって、意向書に指定された人物は原則として「受益者として指定されうる者」とみなすべきである。

### 3. 信託及び類似の法的取極に関するリスクの理解と評価

49. 信託及び類似の法的取極に関わるマネロン・テロ資金供与リスクの理解には、その性質と状況の評価が必要である。多くの場合、マネロン・テロ資金供与リスクは、これらの手段が透明性を阻害する方法と密接に関連しており、その内容は次のようなものを含むが、これに限定されない。

- 取極の私的性質
- 法の選択
- 設立の容易さ
- 柔軟性
- 複数の信託当事者が重複している可能性
- 逃避条項
- 資産の保護

50. このほか、信託に関連するマネロン・テロ資金供与リスクは、受益者とその他の当事者との間に生じる複数の層や距離、さらに法的取極における本人特定事項の確認、情報の収集・確認、国際協力を困難にする複数法域にまたがる要素に由来することもある(例えば、管理場所、信託財産の所在地、受託者、委託者、受益者の居住地<sup>12</sup>が異なる法域にある場合など)。

#### 取極の私的性質

51. 信託及びその他の類似の法的取極が悪用されやすい要因の1つは、他の手段よりも高いプライバシー性にある。信託は本質的に人同士の関係であり、具体的には、委託者と受託者との間で、信託財産を信託受益者の利益のための管理に関する合意である。類似する取極にも同じことが当てはまり、その多くは特定の法的枠組みなく設定されている。契約の条件は一般に、当事者間の私的なものであり、一部の信託及び法的取極において、条件又は信託の存在でさえ当事者の一部に秘匿されている場合がある。例えば、子が成人した時に効力を発揮するよう設定された信託などもその1つである。

52. これらの取極の私的性質を踏まえ、信託又は類似の法的取極に適用される規制要件(存在する場合)は、法人に適用されるものと同じ水準ではない。一部の国では、フィデューシーなど類似の法的取極に関して例外がある。信託及びその他の法的取極の登録も必ず義務化されておらず、一部例外が存在する(例えば、税務目的、金融センターに設立される特定の信託、又はワクフの文脈におけるその他の特定の登録要件など)。

53. 信託の私的性質を踏まえると、当事者の本人特定事項は通常、受託者が金融機関、DNFBPs、権限を行使する際の権限ある当局にのみ開示する。一部の国では、特に制限的な条件により信託当事者の特定が極めて困難となり、信託当事者の本人特定事項に関する情報交換に際し、国際協力が妨げられる場合がある。

<sup>12</sup> 本ガイダンスの文脈において、「レジデンス(residence)」とは、自然人の場合は「居住地」、法人の場合は「設立地」を指すものとする。これは、信託及び類似の法的取極のBOを特定するために関連する基本情報の要素の1つとして理解される。居住地及び設立地の決定は、適用される法的枠組みに従い、各国が行う。

## 法の選択

54. ハーグ条約第6条には、信託は、黙示的又は明示的を問わず、委託者が選択した法の支配を受けるとある。これはつまり、どの法的枠組みの下で信託を設定するのか、これに関連する安全対策は何かを選択する自由が委託者側にあることを意味する。法の選択は、例えば、規制裁定取引につながったり、信託が一方の法域で設立され、他方の法域で管理される場合に、その信託に関する問題の判断が複雑になるなど、マネロン・テロ資金供与リスクをもたらす可能性がある。

## 設立の容易さ

55. 法的取極の設定は比較的簡単である。通常は公証人又は弁護士が信託証書を簡単に作成するのみのケースもある。これに加えて、信託が必ずしも登録を要しないほど私的性質が強い場合、信託設定の容易さにより、資産の法的所有権や衡平法上の権利を、公に知られずに移転できる。場合によっては、信託の受益者が自らの立場に気づかないこともある。

## 柔軟性

56. 信託及びその他の法的取極が一般に、契約の自由に従い、簡単な証書で（通常は文書の形で）設定できるという事実が、信託を柔軟な資産管理手段としている。多くの場合、こうした柔軟性は、信託受益者が時間の経過とともに変わる可能性があり、その利益やニーズも変化するため、受託者が信託受益者のために信託財産を管理することによって与えられる。柔軟性要素の中でも、特にマネロン・テロ資金供与対策に関係する主な要素として次が挙げられる。

- 信託証書に全当事者名が記載されない場合があり、情報開示や届出なしで容易に変更できることを示している（受託者がすべての信託当事者に関する最低限の情報を保持する義務にかかわらず）。
- 信託証書に権利を明記せず、委託者が信託を支配し続ける可能性がある。例えば、信託を取り消したり、信託に特定の権限を持つ信託管理人を選任したりする場合で、委託者が権限を失った後も、その意向に沿う形で行われる場合がある。
- 受益者の債権者（委託者を除く）から信託財産が保護される可能性。
- 説明されたクラスに属するか否かにかかわらず、受託者又は委託者に与えられた、将来の信託受益者を指名する権限。
- 法律で認められた非慈善信託において、受益者や受益者クラスを持たない目的信託を設定できる可能性。
- 委託者が信託取消権や信託財産の再取得権を保持する可能性。
- 資産の法的所有者を変更する容易さ（新しい受託者の選任又は受益者への分配による場合）。

57. 上記の要素の多くは、信託に関わるマネロン・テロ資金供与事案に見られるが、すべてが信託を取り巻く法令や判例で認められているわけではない。国内法や判例法で、実際の信託に盛り込むことができる柔軟性要素が多いほど、脆弱性が高まる可能性がある。

## 複数の信託当事者が重複している可能性

58. 1つの信託において同一人物がいくつの役割を負うことができるか（委託者、

受託者、受益者)についてのルールは法的枠組みによって違いがある。委託者が受託者又はその1人、あるいは信託管理人又はその1人を兼ねる場合、信託には、特に生前信託において、一定の柔軟性が許容される。ただし、委託者と受益者が同一である状況(特に唯一の受益者である場合)は、その信託の目的に通常以上の注意を向けるきっかけになるかもしれない。

## 逃避条項

59. 逃避条項とは、信託証書において、特定事象が起きた場合に受託者を解任し、信託を別の法域の別の受託者に移管することを規定する条項である。逃避条項は、現代の信託においてはあまり一般的ではなく、受託者又は当該信託を設立した法域に由来する不安定さに対して資産を保護するために用いられていた。トリガー事象の例としては、受託者が居住するか、信託が管理されるか、又はその両方の法域における体制転換、法と秩序の崩壊、自然災害、国家緊急事態宣言などが挙げられる。グローバル金融システムの相互接続性要件、透明性要件は逃避条項を陳腐化させ、その正当性を大きく失わせた。マネロン・テロ資金供与の観点から見ると、最大の懸念は、逃避条項が送達又は当局からの情報提供要請で発動される可能性があり、事実上、法執行機関の請求又は行為から当該信託を遮断したり、こうした行為を遅延させたりする点である。

## 資産の保護

60. 信託において法的所有者とBOを分離することで、信託を通じて資産を第三者から隔離できる。資産の所有権を信託に移転することで、委託者は信託内の資産を第三者の請求から保護できる。これは多数の判例で確認されており、信託財産が有効に信託へ移転されれば、それはもはや委託者の資産には含まれず、債権者から保護され得るという裁判所の立場は一貫して明確である。信託の資産は、信託条件によって異なるものの、一般に受益者の資産とはみなされない。一部の法域では、破産時の債務者からの請求を防ぐなど、不正目的での信託法の悪用リスクを低減するための措置を導入している。<sup>13</sup>この原則はシビル・ロー裁判所にも適用され、信託における資産譲渡の不正な目的が、譲渡を取り巻く事実から立証される、又はそこから推認される場合に適用される。<sup>14</sup>

61. 一部の法域では、資産を第三者又は他国から高度に保護する追加機能を導入している。資産保護信託には、次のような特徴が含まれる場合がある。

- a) 1～2年の時限法。この期間内に債権者が信託に対して不正譲渡に関する訴訟を提起しなければならない。
- b) 外国判決(外国の破産を含む)の承認・執行を行わない。
- c) その信託に不正目的で資産が置かれたことの「合理的な疑いを超える」水準で証明するより高い証明責任を課す。
- d) 事案を国内裁判所に持ち込むか、その国の裁判所システムを使用する前に

<sup>13</sup> エリザベス法(別名 Fraudulent Conveyance Act(不正譲渡禁止法))は、不正目的で行われた信託への資産移転を無効と宣言した。特に、裁判所が債権者への資産の引き渡しを信託に命令した場合など。判例、Webb v Webb [2020] UKPC 22を参照。この判例では、委託者が、委託者・受託者・受益者を兼ねていたため、請求は認められなかった。裁判所は「(前略)信託証書は、ウェブ氏による信託財産の有効な権利移転を記録していなかった。同氏が保持していた権利の総体は、所有権と実質的に同一である」と判断した。

<sup>14</sup> これは、有罪判決確定前の資産凍結などの保全措置にも及ぶ場合がある。(例えば、Cassazione penale sez.II, 25/03/2015, n.15804を参照)。

供託金を支払う。

## 自国法に準拠する法的取極のリスク評価

62. 勧告25解釈ノートは、リスクを十分理解し、低減するため、各国に対して自国法に準拠する各種信託及びその他の類似の法的取極に関わるマネロン・テロ資金供与リスク評価し、特定したリスクを管理し、低減するための適切な措置を講じる必要がある。こうしたリスク評価では、(i) 信託及びその他の類似の法的取極に関して自国が直面する特有の脆弱性、(ii) 自国の準拠法がマネロン・テロ資金供与の機会を生じさせる程度を考慮する必要がある。<sup>15</sup>

63. 事例によっては、その信託とその国との唯一のつながりは、信託法の利用や紛争時の司法制度の利用に限られることがある。信託の資産は、その信託が準拠する法的枠組みを定める国で保有される必要はない。また、多くの事例において、受託者はその国の居住者である必要も、信託がその国で運営される必要もない。

64. FATF勧告は、多くの国に信託法や、信託を法的に認めていない場合があることを認識しており、各国にそれを義務付けるものではない。一方、これらの国の人々は、別の国の法に準拠する信託を設定し、資産を管理できる。これは、信託の準拠法を提供する国が、自国法に基づき設定された法的取極に関わるリスクを十分に理解したり、低減するための必要な関係を必ずしも有していない可能性があることを意味する。事実、信託を支配する法令の選択は委託者の権利であることから、法源の提供国は、自国とのつながりがない限り、特定の法的取極の存在を知る手段はまったくないかもしれない。反対に、このつながりと、これらの取極に関わるリスクを評価し低減する能力は、信託が管理される法域や受託者が居住する法域に存在する。これらの法域には、これらの取極に関わるリスク評価も求められる。

65. 信託の準拠法を提供する国は、この点に関し、マネロン・テロ資金供与の悪用リスクを低減するため、自国の法的枠組みの脆弱性を評価する必要がある。

66. このリスク評価の目的上、信託の準拠法を提供する国は、自国の準拠法が集中的に使用される具体的領域と、情報を入手できる範囲で集中的な活動の理由に関する評価の実施を検討することもできる。この目的において、登録又は文書記録されている信託の数に関する情報(存在する場合)、法執行機関が収集したデータ、信託サービスを提供する金融機関及びDNFBPsの監督結果、その他の入手可能な情報源を検討することもできる。

## 自国内で運営される法的取極、又は受託者又はこれに相当する立場にある者が国内に居住する法的取極のリスク評価

67. 各国は、自国法に準拠する法的取極だけでなく、自国内で管理される他国法に準拠する法的取極のマネロン・テロ資金供与リスク評価も行う必要がある。例えば、自国のTCSPが提供する信託管理サービスを通じて、又は受託者又はこれに相当する立場にある者が自国内に居住する場合などがこれに当てはまる。各国は、特定したリスクを管理し低減するための適切な措置を講じる必要がある。

68. 自国内で管理される法的取極に関わるリスクを評価するため、各国は、自国の法域内で提供される信託関連サービスの種類、それらのサービスの提供者、サービスの性質、そして信託当事者を把握することが重要である。このほか、外国の法的

<sup>15</sup> リスク評価は入手できる情報に基づき、自国法に準拠する信託及びその他の類似の法的取極が国内及び国外でどの程度使用されるのか類型の特定を含む。

取極又はこれに相当するもののために、受託者として(専門職か非専門職かを問わず)行為する者が自国に居住しているかどうかを把握するためのプロセスを整備する必要がある。外国の法的取極又はこれに相当するものの受託者が自国の法域内に居住しているかどうかを特定するため、国内の税務当局や監督官庁が入手できる情報(例えば、納税申告など。ただし、この情報には国際的に合意された基準に従ってアクセスできる)を評価できる。<sup>16</sup>この文脈では、省庁間協力と情報共有の枠組みの重要性に言及することが重要である。

69. 自国内で管理される、又は受託者又はこれに相当する立場にある者が自国内に居住する外国の法的取極に関わるリスクを評価する際には、他国法に準拠する該当の明示信託及びその他の類似の法的取極の類型、形態、基本的特徴、設定方法、その基本情報及びBO情報の取得方法に関する公開情報を活用することを検討することもできる。

### 自国に密接な関係を持つ外国の法的取極のリスク評価

70. リスクを十分に理解し低減するため、自国と密接な関係のある外国の法的取極に関して晒されているマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、特定したリスクを管理し低減するための適切な措置を講じる必要がある。十分な関係が何を意味するかは、リスクに基づいて判断される場合がある。<sup>17</sup>また、その関係を判断する際には、その法域の状況や信託の事情が重要となる可能性がある。

71. 勧告25解釈ノートには、その国との密接な関連性がある場合の例として、次のものを含むが、これに限定されない。

- a) 信託又は類似の法的取極、又は受託者若しくはこれに相当する立場にある者が、自国内の金融機関又はDNFBPsと重要かつ継続的な業務関係を有している。重要な事業とは、例えば、該当市場の規模、又は該当市場や当該信託、取極、受託者又はこれに相当する立場にある者が事業活動を行う地域・セクターにおけるその事業活動の影響度に関連する場合をいう。
- b) 信託又は類似の法的取極、又は受託者若しくは類似の法的取極にこれに相当する立場にある者が、自国内に重要な不動産その他の国内投資を所有している。その他の国内投資には、例えば証券市場への投資を含むが、これに限定されない。重要な不動産その他の国内投資は、例えば自国内の不動産及び対応する資産市場の平均価格や、不動産の所有数量に照らして判断できる。
- c) 信託又は類似の法的取極、受託者、又は類似の法的取極において、これに相当する立場にある者は、当該国で課税対象となる(例:付加価値税、所得税、固定資産税、資産税)。

<sup>16</sup> FATF用語集は、監督官庁を「マネロン・テロ資金供与対策を義務付けられた金融機関及びDNFBPs(又はその両方)の法令遵守の徹底に責任を負う指定された権限ある当局又は非公的機関(金融機関に対しては「金融監督者」)」と定義している。非公的機関(特定種類の自主規制機関(SRB)を含む場合がある)は、マネロン・テロ資金供与要件に関して金融機関又はDNFBPsを監督し、制裁を科す権限を有する必要がある。これらの非公的機関には法律によって、自らが遂行する機能を行使する権限が付与され、そうした機能に関して権限ある当局の監督を受ける必要がある。

<sup>17</sup> 勧告25解釈ノート、脚注71を参照。「各国は、リスクに基づき、何をもちて十分な関係とみなすかを判断できる。十分性の判断基準の例として、信託又は類似の法的取極、又は受託者若しくはこれに相当する立場にある者が、自国内の金融機関又はDNFBPsと重要かつ継続的な業務関係を有する場合、相当規模の不動産やその他の国内投資を保有している場合、又は当該国の税法上の居住者である場合などが挙げられるが、これに限定されない。」

72. 勧告25解釈ノートに示された例のほか、密接な関係には、外国の信託又は類似の法的取極が、自国内で設立された法人又は法的取極を所有又は支配する場合も含まれることがある。

73. 各国は、自国で準拠する信託、自国で管理される信託、又は受託者が自国に居住する信託に関して示された要素を、自国と十分な関連を有する信託や法的取極のリスク評価枠組みを策定する際に考慮できる。また、信託と自国の法域との関連に関する要素も考慮する必要がある。

## リスク防止・低減するための仕組み

74. 各国は、勧告25及びその他該当する勧告(勧告10、勧告24、勧告22)に基づくリスク評価において、特定したリスクを管理し低減するための適切な措置を講じる必要がある。そのためには、包括的なリスク評価を行い、その中でリスクの源泉、性質、範囲を十分に分析する必要がある。

75. 前述のリスクを低減するには、信託又は類似の法的取極の個々の類型を特徴付ける具体的特性、特に当該取極の目的を明確に定める必要がある。

76. 以下に、リスクを低減させる予防措置の例を挙げる。これらの措置の一部は勧告25(又は勧告22、勧告23)に基づく義務であり、一部は既存の基準を超えているが、リスク低減に役立つ。

### 義務的要素

- 関連するマネロン・テロ資金供与リスクの十分な理解。
- 自国内で運営しながら、他国で登録することで登録要件を回避した信託に対する制裁。
- TCSP以外の信託管理者(例えば、弁護士、会計士など)を監視・監督するための仕組み。
- RBAを採用し、該当する場合、信託又は類似の法的取極と取引関係がある金融機関及びDNFBPsによる厳格なデューデリジェンスの仕組み。
- 仕組み(及びその調査の実施)が整備されている場合には、登録要件違反やBO報告ルール違反を調査し、関連する高リスク取極がもたらす脅威の特別な考慮。
- 権限ある当局に、十分な執行能力と権限の確保。
- 信託登録機関(存在する場合)、BO登録機関(存在する場合)、TCSP監督者、その他該当の公的機関に、十分な検証・執行能力及び権限の付与。
- 信託及び類似の法的取極に関するBO情報を含め、情報に関して迅速、建設的かつ実効性のある国際協力を行うための国際協力体制の導入。

### 追加的低減措置

- 自国内で管理される信託、又は受託者又はこれに相当する立場にある者が自国内に居住する信託の登録簿。
- 自国法に準拠する信託登録簿(当該法により、登録を行わなければ信託に法的能力が認められない場合)。
- 専門受託者に対する許認可又は登録要件の策定。
- (i) 非専門受託者、(ii) TCSP以外の信託の専門信託管理者に対する勧告10

から勧告12までの適用。

- 国内で運営する、重要な資産を所有する、又は登録を申請する法的取極、さらに外国資金又は高リスク資金を受け取る法的取極に開示要件を適用する仕組みを整備する。
- 高リスクとされる特定セクターの事業者が懸念される活動を検知・報告できる仕組みの導入。
- 立法措置の導入。悪用防止規定、特に悪用されやすい手段の制限、他の信託当事者の開示要件など。

77. FATF基準においては、自国の法律に準拠する明示信託及び類似の法的取極の登録を義務付ける要件はない。この文脈において、各国が外国による自国法に準拠する信託の利用状況を把握することが困難であることが認識されている。

78. 各国は、この点に関し、マネロン・テロ資金供与の悪用リスクを低減するため、自国の法的枠組みの脆弱性を評価する必要がある。

## 4. 十分、正確かつ最新の情報

### 基本情報

79. 各国は、権限ある当局が、委託者、受託者及び受益者に関する情報を含め、信託又はその他の類似の法的取極に関する十分、正確かつ最新の情報を効率的かつ適時に取得又はアクセスできなければならない。勧告25解釈ノートには、この情報には基本情報とBO情報が含まれ、受託者又はこれに相当する立場にある者に、当該情報を取得・保有義務を課すことが規定されている。

80. 信託又は類似の法的取極に関する基本情報とは次を意味する。

- 法的取極の識別子(例えば、名称、固有の識別番号(納税者番号や同等の識別番号が存在する場合))
- 信託証書(又はその同等物)<sup>18</sup>及び目的(存在する場合)<sup>19</sup>
- 受託者又はこれに相当する立場にある者の住所、又は法的取極が管理されている場所の所在地。<sup>20</sup>

81. 各国は、一義的な識別を円滑に行うため、法的取極が固有の識別要素を持てる仕組みを検討できる。国によっては、納税者番号その他の識別子の使用や共有に制限があったり、信託及びその他の類似の法的取極に納税者番号がない場合もある。その際は、法的取極の識別を可能にする代替的な仕組みや手順の構築を検討することが適切と考えられる場合がある。

82. 信託証書は、その信託の条件を表したものであり、その信託又は類似の法的取極の当事者、権利、義務を規定できる。また、目的理解に役立つ、信託が設定された理由や背景が記載されている場合がある。また、信託証書に付随する文書に、受益者の決定や目的などの特定の権利及び義務が規定されている場合がある(例えば、信託証書のサイドレター又は意向書など)。信託又はその他の類似の法的取極の当事者が別の法人又は法的取極である場合、勧告25解釈ノートは、受託者及び類似の法的取極のこれに相当する立場にある者に対して、当該法人又は法的取極の十分、正確かつ最新の基本情報及びBO情報を取得し、保有するよう求めるべきことを定めている(勧告25解釈ノート第1項を参照)。法人の基本情報は、勧告24解釈ノート第4項に記載されている。

### 十分な実質的支配者情報

83. 各国は、信託及びその他の類似の法的取極について、十分なBO情報を十分に確保するための仕組みを設ける必要がある。十分な情報とは、BOに該当する自然人及びその法的取極における役割を、特定するに足るデータである。受託者(又は類似の法的取極のこれに相当する立場にある者)及び信託(又は法的取極)のその他の当事者が法人又は法的取極である場合、当該法人又は法的取極のBOを勧告24及び勧告25に関して指定された手法に従って特定する必要がある。

84. 十分な情報を取得する要求事項は、特に(FATF勧告25の解釈ノートに従い)「自国に居住している、又は自国で明示信託又は類似の法的取極を管理している、

<sup>18</sup> 信託証書は、提示された基本情報を確認する情報源として入手できる状態にあるべきである。

<sup>19</sup> 信託及びその他の類似の法的取極の目的は通常、信託証書及びその他の付属文書に記載されている。

<sup>20</sup> 自然人の居住地及び法人の設立地(又はそのいずれか)は、通常、その国の法的枠組みによって定義される。

あらゆる明示信託の受託者及び類似の法的取極において、これに相当する立場にある者」に關係する。

85. その他の法的取極の信託証書又はその同等の文書は、信託当事者の主な情報源とすべきである。信託に関する十分な情報は信託証書に記載されていることが想定されるが、一部の情報は信託証書に付随する他の文書に記載されている場合もある。

86. 勧告24解釈ノートに従えば、BOに該当する自然人を特定するための情報には、氏名、国籍、生年月日及び出生地、居住住所、国民識別番号とその文書種別、居住国の納税者番号又は同等の番号などが含まれる。

87. 法的取極のBOの役割に関して取得した情報は、そのBOが委託者、受託者、信託管理人、受益者、当該信託に対して最終的な実質的支配を行使する自然人のいずれであるかを明確に示すものでなければならない(パラグラフ38参照)。

88. 信託当事者が法人又は法的取極である場合、その情報には、BO情報を含める必要がある。これにはBOが実質的支配力を行使する手段や仕組み、当該法人又は法的取極における受益権の範囲が含まれる。その他役立つ可能性のある情報として、その連鎖に關与している法的仲介業者又は法的事業体に関する情報などが挙げられる。

89. 勧告25解釈ノートに記載のとおり、また、RBAに加えて、受託者及びこれに相当する立場にある者は、属性又はクラスによって指定された信託又は類似の法的取極の受益者について払出の時点で又は受益者が既得権の行使を意図する時に該当者が受益者資格を得るまで、完全に十分かつ正確な情報の取得は求められない。この場合、受託者には受益者の属性又はクラスを明確に特定するための情報を取得し、保有することが求められる。ただし、受益者がその資格を得た場合は、受託者は受益者の本人特定事項に関する情報を取得し、保有する必要がある。各国は、特定の慈善信託又は法律で認められた非慈善信託については個々の受益者を特定する必要はないと判断することもできる。この判断は、このタイプの信託に対するリスク評価に基づくべきであり、その評価結果と明確に一致する必要がある。

90. 受託者はRBAを採用し、受益者として指定されうる者に関して、どの程度の詳細情報を保有すべきかを判断できる。例えば、対象者のクラスが非常に幅広い場合は、指定された受益者がそのクラスに属しているかどうかを受託者が正確に判断し、特定できるようにするため、クラスの属性に関する情報を保有することが適切な場合がある。

91. 受益者として指定されうる者として特定された個人について、受託者は、その者に有利な形で裁量又は権限を行使し、その結果受益者として特定される場合に備え、本人特定事項の確認に必要な最低限の詳細情報を取得し、保持しなければならない。

92. 受益者として指定されうる者は、信託の存在自体をまだ認識していない可能性があるため、公式な本人確認書類を取得することは必須ではない。この場合、リスク感度に応じて採用できる確認手段には例えば次のものが挙げられる。

- a) 受託者の場合、委託者から当該受益者として指定されうる者の本人特定事項を確認する旨の宣言書を取得することが想定される。
- b) 信託証書、意向書、その他の類似文書に記載されている本人特定事項に依拠する。
- c) 公の情報源又はアクセスできる登録機関から入手した情報を確認する。

## 正確な実質的支配者情報

93. 各国は、BO情報の正確を期すため、様々な段階で(下に説明する)様々な確認の仕組みを採用できる(勧告25解釈ノート第6項)。

94. BO情報の確認では、提出書類の確認を行うことがある(例えば、信託証書や、意向書などのBOを特定できるその他の文書など)。BO情報の確認には、リスクレベル及び確認の実施者(例えば、受託者、当局など)に応じて、政府発行の本人確認書類の使用や、関連する政府機関及びその他利用可能なデータベース(例えば、銀行口座登録簿、住民登録簿又は国民ID登録簿、納税者番号登録簿、車両登録簿、土地登録簿など)との照合を含める場合がある。

95. BOの本人確認は、各国で採用されるBO情報の保持方法に応じて、様々な段階又はプロセスで行われる場合がある。選択した方法には、確認手段として、以下のものを含めることができる。

- a) どのような場合でも、受託者又は類似の法的取極のこれに相当する立場にある者による確認。
- b) 登録制度が設けられている場合、信託又はその他類似の法的取極のBO情報の記録を担当する当局又は機関による確認。
- c) 信託又は類似の法的取極に関する情報と受託者又はこれに相当する立場にある者に関する情報を保有又は取得するその他当局による確認。
- d) 法的取極の設定、運営、管理を行う際の代理人及びサービス・プロバイダー(TCSP、投資顧問、弁護士、会計士又は金融機関など)による確認。また、勧告10に従ったCDDの状況下での金融機関、及び勧告22に従ったCDDの状況下でのDNFBPsによる確認。

96. 確認手段はリスク、状況、重要性によって異なる場合があるが、いずれの場合も、BOを特定し確認する際の基準は、該当の要求事項(特に、勧告10又は勧告22に従ってCDDに適用される要求事項)と整合していることが不可欠である。確認では次の2つの要素が必要である。

- a) **本人確認:** 記載されたBOである自然人の本人確認をするため、適切な措置を講じるべきである。
- b) **地位確認:** BOとして特定された人物の根拠を確認するため、適切な措置を講じるべきである。

97. 目的は、不正確な情報のリスクを抑え、BO透明性ルールの実施を可能にすることである。ただし、これは失敗が全くないことを意味するものではない。情報が信頼でき、明らかな誤りや虚偽、矛盾が見つかり、体系的な方法で正されるという確実性を高めるためのプロセスである。各国は、検証作業の負担を軽減し、処理の迅速性を高めるために、可能な場合は自動化されたチェックの導入を検討することができる。

98. 各国は、確認に関してRBAを採用できる。リスクが高い場合(例えば、複数の国にまたがる複雑な構造を持つ法的取極、リスク評価で高リスクと特定された法的取極、過去に不正確なBO情報を報告した法的取極、十分な文書を取得できない場合など)、確認手段の範囲や実施頻度を強化する必要がある。

99. 上記パラグラフ95に示したアプローチに従い、状況に応じて情報を確認することがある。

- 信託の新設時。
- 信託の登録時。
- 変更が生じた時(例えば、受託者の変更)。
- 事業体の識別情報が明らかになった時(例えば、クラスに属する対象者が金額を受け取る権利を得た時、又は実質的支配者が特定された時など)。
- 信託が金融機関又は政府機関との契約関係を結ぶ場合(銀行口座の開設、不動産の購入、納税申告書の提出など)。
- RBAに応じた頻度で信頼できる国のシステムとの自動情報交換が行われた時。

100. 関係が継続している場合は、情報が引き続き正確かどうかの確認を行うことが適切と考えられる。こうした確認の頻度は次のような要素を含むリスク評価に基づく。

- 取引又は取り決めの頻度と価値。
- マネロン・テロ資金供与リスクに対処する観点から見たその情報の重要性。
- 情報が変更される可能性。
- その他該当する法的義務及び確認。
- 情報の検証が容易であること。
- 信託に設定する資産の出所と価値。
- 委託者、信託管理人、受益者として指定されうる者を含むその他の当事者の出生国、居住国。
- 受益者として指定されうる者又はその他の当事者の地位(例えば、重要な公的地位を有する者又はその他高リスク顧客でないかどうかなど)。
- 構造の複雑さ。
- 信託に資産を設定する目的。

101. 強化された検証の仕組みは、BO情報の不正確さや、名義人関係の未開示など、故意の隠匿を検知するためにも活用できる。捜査的性質の高い確認作業は、法執行機関によって実施される場合もある。信託又は類似の法的取極の設定に専門仲介機関の関与を義務付けている国では、規制対象の専門仲介機関にそうした強化された確認の実施を義務付けられる場合がある。ボックス4.1に不正確さを見つけるための仕組みの例を示す。

#### ボックス4.1 不正確さを見つけ、低減する仕組み

情報の確認を行うため、各国は次の仕組みを検討できる。

- 報告事業体による情報アクセスを可能にする仕組み:CDD義務を果たす際などに使用できるようにするため。
- 不一致報告の裁定とフィードバックの仕組み:登録機関を活用する場合は、各国は、不一致報告を公正かつ効率的にレビューし、適正手続とRBAに重点を置いて審理・判断するための仕組みの導入

を検討できる。受託者及び他の法的取極において、これに相当する立場にある者は、適切なタイミングで、不一致の報告(理由を添えて)について通知され、データを適時に修正できるようにする必要がある(該当する場合は内報を防ぐ)。不一致の解決後、すべての情報の整合性が保たれるよう、報告事業体への通知を検討すべきである。

- 記録管理:情報の適切な記録を検討すべきである。これにより、その情報の将来の利用者が、それが十分、正確かつ最新のデータではない可能性があることを認識できる。

プライバシーを考慮する際は、データプライバシー法、顧客の機密保持、その他関連事項と併せて検討する必要がある。例えば、情報漏えいを防ぐための安全対策を講じる。

102. どのような仕組みを用いるかに関わらず、提出時の開示情報が真実かつ完全である旨の宣言書の提出を求めることもできる。<sup>21</sup>申告は、提出者に対して虚偽のない情報を提供する主たる責任を課すものだが、これは情報受領者による様々な検証の取り組みに代わるものではない。適用される法的枠組みにおいても、虚偽又は不正確な宣言書の提出が立証された場合に適用する抑止力のある制裁について規定する必要がある。

103. 各国は、信託の当事者及びBOに対し、要請に応じて又は自発的に、情報の正確性を確保するための関連情報を提供し、情報を最新に保つ義務を受託者に課す仕組みの導入を検討できる。

### 実質的支配者の本人確認

104. 本人確認プロセスでは、BOとして特定された自然人が実在し、本人であることを確認するために、例えば、国が発行した本人確認書類又はその他の信頼できる書類若しくは情報を確認するなど、適切な措置を講じる必要がある。本人特定事項とは、その人物の属性(例えば、氏名、生年月日、国籍など)の組み合わせである。例えば、登録機関の場合は、こうした確認は、信頼できる国のシステム(例:住民登録、税務登録、パスポートデータベース、選挙情報、銀行口座登録簿、その他住民台帳、車両登録簿、土地登記簿)との自動データ交換によって行うこともできる。

105. 対象者の本人確認においては、証拠の確かさを考慮しなければならない。これはソースデータや提供された書類又は情報の量と信頼性に関係し、RBAを適用する必要がある。国外に所在するBOの本人確認については、BO情報を受け取る側が国外から得る法的文書の真正性を確認するための措置を講じなければならない。

106. 本人特定情報は、信頼できる書類、データ又は情報に基づいて証明できる場合に、正確であるとみなされる。確認手段の種類と範囲は、その取引関係又は一見取引がもたらすリスクレベルに応じて判断する。リスクレベルは、次のような幅広い要素に基づく。

- a) 信託に設定する資産の出所と価値。
- b) 委託者、信託管理人、受益者として指定されうる者を含むその他の当事者の出生国、居住国。

<sup>21</sup> 情報提出当事者から。例えば、法人、その代表者、TCSP、その他サービス・プロバイダーなど。

- c) 受益者として指定される者又はその他の当事者の地位(例えば、重要な公的地位を有する者又はその他高リスク顧客でないかどうかなど)。
- d) 構造の複雑さ。
- e) 信託に資産を設定する目的(わかっている場合)。

### 実質的支配者の地位確認

107. リスクレベルに応じて、BOの地位を確認する際には、次の要素を含むが、これに限定されない。

- a) BOとして特定された人物は、信託又は類似の法的取極におけるBOの定義を満たしているか？すなわち、その人物は、委託者/受託者/信託管理人/受益者又は受益者として指定される者であるか？
- b) 当該信託に対して最終的な実質的支配を行使できるその他の人物はいないか？委託者又は受益者のいずれかが名義人として行動していないか？
- c) 当該信託又は類似の法的取極の当事者に法人又は法的取極が含まれていないか？含まれている場合、BOに該当する自然人は特定されているか？
- d) 当該信託又は類似の法的取極の当事者が関わる名義人制度はないか？ある場合、自然人であるノミネーター(指示者)、又はノミネーション(任命権)が法人又は法的取極にある場合はそのBOは特定されているか？

108. BOの地位は時間の経過とともに変わる場合があり、各国は(信託設定時や登録機関に情報の届出があった時の確認のみに頼ることなく、)地位が更新された場合の情報確認を求めることを検討できる。長期的に収集した過去の情報も、国内当局、金融機関又はDNFBPsにとって有用である。

### 最新の実質的支配者情報<sup>22</sup>

109. 各国は、受託者及び類似の法的取極のこれに相当する立場にある者に、最新のBO情報を取得し、保有するとともに、当該情報を権限ある当局が使用できる状態にすることを求めなければならない。また、勧告10及び勧告22に定められた要求事項を実施する金融機関及びDNFBPsが当該情報に円滑なアクセス方法を検討する必要がある。

110. 情報の最新性を徹底するためのベストプラクティスとして、情報のレビューや確認等、RBAに基づくBO情報の定期確認を求めることを検討できる。こうした定期確認は受託者又はこれに相当する立場にある者のほか、金融機関、DNFBPs、権限ある当局が当該情報に确实アクセスするためのその他の仕組みについても検討できる。こうした定期検証は、BOの変更を明らかにすることにつながり、受託者又はこれに相当する立場にある者が不注意によってこうした変更の発見と報告を怠っていた場合にも有用である。

111. 法的取極については、「合理的期間内」の情報更新の根拠になり得る具体的な事象として、例えば積立期間が満了した、裁量信託の受託者が裁量権を行使して受益者を判断したなどの理由でクラス又は属性によって特定されていた受益者が確認できる状態になった場合などが挙げられる。

112. 信託又は類似の法的取極の基本情報及びBO情報に変更が生じた場合は(例えば、新たな受益者の追加、共同受託者又は信託管理人の選任、現在の当事

<sup>22</sup> このガイダンスの要求事項は勧告24にも同様に適用されるため、同ガイダンスを参照。

者の本人確認情報の変更など)、受託者は変更が生じた時から合理的な期間内にこの情報を取得し、確認することが求められる。このほか、権限ある当局が最新情報にアクセスするために各国が採用する仕組みに応じて、合理的な期間内に情報が更新される仕組みを設ける必要がある。

113. 合理的な情報更新期間は、受託者自身がきっかけとなって変更が生じた場合(例えば、受託者が権限を行使して受益者を指定したり、受益者として指定される者を特定した場合)、又は受託者がその変更を直ちに認識した場合(例えば、信託証書の修正条項が、受託者の承認を要求する場合)は短縮できると考えられる。受託者がこうした変更を見つけ、合理的な期間内に更新情報を取得し確認することは容易である。これは通常の慣行と考えられている(すなわち、受託者が信託又はその関係者の変更を即時に把握すること)が、必ずしもそうとは限らない。例えば、変更が報告されず、後日判明した場合や、受託者への報告が適時に行われない場合がある。

114. それ以外のケースでは、基本情報及びBO情報を最新の状態に保つため、受託者には更新の有無を確認するための定期レビューの実施が求められる。実施間隔はマネロン・テロ資金供与リスクに基づき判断される。受託者にはさらに、トリガー事象発生時のレビューも求められる(例えば、高額の払出、新たに選任された信託管理人からの指示、信託への追加資産の設定など)。

115. 各国は、受託者が信託又は法的取極への関与を終了した後、少なくとも5年間、BO記録を保持するよう確保する必要がある。この記録保管期間は最低限の要件を定めている。したがって、受託者は、他の法的要件に従うため、あるいは法的責任に対応するため、より長期間記録を保持する場合もある。例えば、より長期間の記録保管要件が信託法に由来する場合や、受託者としての行為を説明するために必要となる場合もある。

## 5. 実質的支配者情報を取得するための仕組み及び情報源

116. ・各国は、信託又はその他の類似の法的取極、受託者、及び信託財産に関する十分で、正確かつ最新の基本情報及びBO情報を、権限ある当局が効率的かつ適時にアクセスできるよう確保すべきである。この点に関し、受託者又はこれに同等のする者を通じた方法以外に、各国は、リスク、状況、重要性に基づき、必要に応じて以下の情報源の活用を検討すべきである(勧告25解釈ノート第5項を参照)。

- a) 信託又はその他の類似する取極に関するBO情報を保有する公的機関(例えば、信託の中央登録簿、当該資産を所有する信託又はその他の類似の法的取極に関するBO情報を保有する土地、財産、車両、株式、その他資産に関する資産登録簿)。情報は、単一の機関のみが保有する必要はない。
- b) 当該情報が国際的に合意された基準に従って利用可能である場合に、信託又は類似する法的取極及び受託者又はこれに同等する立場にある者(例えば、信託やその他の類似する法的取極に関連する財産及び所得に関する情報を収集する税務当局)。
- c) TCSP、企業サービス提供者、投資アドバイザー又は投資マネージャー、会計士、弁護士、金融機関を含む、その他の代理人又はサービス・プロバイダー。

117. ・以下のボックス5.1には、基準に沿って義務付けられているものを含め、情報にアクセスする仕組みの例が更に示されている。

### ボックス5.1 BO情報の利用可能性を確保するための仕組み

- 受託者、委託者、(存在する場合)信託管理人、受益者又は受益者クラス、権限の対象者、信託に対して支配力を行使するその他の者に関する情報を取得し、保有することが、受託者に求められる。
- 受託者は、要請に応じて、権限ある当局に対して当該情報を適時に提供できるよう、情報を電子的な形態で保有できる。
- 受託者に課される義務は権限ある当局によって監督・執行され、受託者は、養成された情報を保有しない場合、又は権限ある当局に対して信託情報の適時な提供ができない場合に、抑止力があり、比例した制裁の対象となる。
- 明示信託の受託者には、その地位を金融機関に開示することが求められる。虚偽情報を提供した場合は、行政罰などの制裁が適用される。
- TCSP、弁護士、会計士はCDDを実施し、BOに関するCDD義務を理解するとともに、勧告10に従い、マネロン/テロ資金供与監視の対象となる。
- その他の権限ある当局は、信託及び受託者に関する情報を保有、取得する場合がある(例えば、信託及びその他の類似の法的取極に関連する資産及び所得に関する情報を収集する税務当局)。
- 国は、(i) 委託者、(ii) 受託者、(iii) (存在する場合)信託管理人、(iv) 各受益者、又は該当する場合、受益者お類型及び権限の対象者、(v) 当該信託に対して最終的な実質的支配権を行使するその他自然人に

関する情報を含め、信託に関する中央登録簿を設けることができる。

## 受託者

118. ・各国は、自国に居住する、又は自国において明示信託又は類似の法的取極を管理する明示信託の受託者及び類似の法的取極において同等の立場にある者が、信託又は類似の法的取極に関する十分で、正確かつ最新のBO情報を取得し、保有することを求めなければならない。

119. 以下に、信託のBOを決定する上で関連する、勧告24に関するガイダンスで取り上げられている、その他の一般的考慮事項と併せて参照すべきいくつかの例を示す。

- a) 複雑な信託／法的取極の構造におけるBOを判断するには、信託の原則及び信託法に関する十分な理解と知識、ならびに各国における信託法やその他の法的取極を規制する法律の具体的なニュアンスに関する十分な理解が必要な場合がある。
- b) 同様に、信託又は法的取極に関する柔軟性や様々な形態を理解することは、信託に対してその他の人物が実質的支配力を行使しているかどうかを判断するのに有益である可能性がある。

## レジストリアプローチ

120. 勧告24に基づく法人に関するBO情報の1つの情報源に想定されている「登録簿方式」は、勧告25に基づく信託及びその他の法的取極に関連して検討される場合もある。このような検討においてはその国のリスク、状況、重要性を考慮する必要があるが、受託者又は類似の法的取極における同等の立場にある者がBO情報を収集し、維持するという勧告25に基づくデフォルトルールに対し、追加的な情報源を提供する可能性がある。したがって、勧告25に基づき、権限ある当局が信託及びその他の法的取極に関する十分で、正確かつ最新のBO情報に適時アクセスすることを確保する方法の1つとなり得る。

121. 国によっては、法人及び信託ならびに／又はその他の類似の法的取極の両方を対象とするBO情報に関する単一の登録簿を保有することを選択する場合がある。これは、自国の法制度において信託を法的に認めていない国において該当する場合があるが、必ずしもそうとは限らない。国によっては、信託及びその他の法的取極が異なる性質を持つことを反映し、別々の登録簿の設置を選択する場合もある。

122. 登録簿の維持を選択した国は、自国内で管理される、又は受託者若しくは同等の立場にある者が当該国に住む場合に、全ての明示信託及び類似する法的取極を網羅することができる。また、リスク評価により、これらの法的取極を網羅することが必要な重要なリスクが示された場合、自国と十分に関係のある外国信託及び類似する法的取極を網羅することを検討できる。

123. BO情報を保有する公的機関を活用する国は、登記簿を維持し、登記簿に記録される情報が十分で、正確かつ最新であり、適時、効率的にアクセスできる状態を確保するために必要であり、情報源や専門知識を検討すべきである。

124. BO情報を保有する公的機関に与えられる仕組みには、以下の特徴の全て又は一部が含まれる可能性がある。これらの特徴は、勧告24に関するガイダンスで取り上げられている、その他の一般的考慮事項と併せて参照すべきである。

- i. 受託者又は同等の立場にある者は、信託に関するBO情報の登録簿を管理する機関に対し、BO情報を提供することが義務付けられている。
- ii. 受託者又は同等の立場にある者は、定期的に、また変更後合理的な期間内に、BO情報を更新する義務がある。
- iii. 受託者又は同等の立場にある者は、RBAに基づき、BO及び所有構造に関する宣誓(例えば、宣誓陳述書)を行うことが義務付けられている場合がある。これには本人確認のための書類のコピーの提供が含まれる可能性がある。
- iv. BO情報を保有する公的機関は、RBAに基づき、BOの本人確認を行い、BOの身元を確認し、BOとみなされるための基準を確実に満たしていることを検証する様々な仕組みを設けることが義務付けられている。
- v. BO情報を保有する公的機関は、BO情報を提供しない受託者又は同等の立場にある者に対して比例した、抑止力のある制裁を科す権限を有し、制裁を効果的に適用する。
- vi. 虚偽情報の提供は、比例的かつ抑止力のある行政上及び／又は刑事上の制裁の対象となる。信託会社の取締役又はその管理・運営を委ねられたその他の者は、個人的に責任を問われる可能性がある。
- vii. BO情報を保有する公的機関は、義務違反があった場合に、定期的に当該制裁を適用するか、又は適切な当局に違反を報告する。これには、状況に応じて必要と判断される場合、適切な当局への疑わしい報告の届け出も含まれる。
- viii. BO情報を保有する公的機関は、他の情報源(規制を受ける専門的な受託者、資産、税務、又は国民識別登録簿による規制上の提出書類を通じて収集されたデータなど)に対し、異常や不整合を特定し、裏付ける書類の偽造や不適切な開示といったリスクを減らすため、リスクに基づいた検証や技術の活用などを通じて、積極的な役割を果たす。金融機関及びDNFBPs、並びに適切な場合に権限ある当局は、公的機関又はその他の組織が保有するBO情報と、自らが利用可能なBO情報との間に一致しない箇所を特定する。BO情報を保有する公的機関及び／又はその他関連当局は、必要に応じて、正確でない箇所を調査し、合理的な期間内に情報を訂正するための適切な措置を講じる。

## その他の権限ある当局

125. 情報の十分性、正確性、適時性を強化するため、各国は、マネロン/テロ資金供与以外の目的で信託情報を収集するかどうかを検討できる。各国はまた、権限ある当局が当該情報に適時にアクセスすることを確保するためのアプローチを検討できる。

126. 多くの国において、税務当局は、信託の所有及び支配権に関する最も包括的な情報源である。ただし、当該法域において信託が課税義務を生じさせる場合のみ、税務当局は情報を保有していることがある。通常、信託が一定の閾値を超える収入を得る場合、受託者は当該信託に代わり税務当局に税務申告書を提出しなければならない。こうした税務申告書には、課税期間に信託から課税所得を得た受託者、委託者、及び各信託受益者に関する情報が含まれる場合がある。ただ

し、全ての国が委託者又は受益者に関する情報の記載を義務付けているわけではない。

127. 一部の国は、税務情報の自動交換に関する協定を有しており、異なる法域間で信託に関するより広範な情報交換が可能になっている。特に、当該制度を通じて、義務を負う事業者(銀行を含む)は、銀行口座を有する信託で、受益者が外国の法域に居住している場合、国内の税務当局に対し、税務目的で当該信託に関する特定のBO情報を毎年報告する。国内の税務当局は、当該情報を外国の税務当局に自動的に提供する。外国の税務当局が当該情報を他の権限ある当局に提供できるかどうかは、税務情報の自動的な交換を規定した法的文書に盛り込まれた機密保持義務及びデータ保護措置を踏まえて検討されなければならない。

## 信託のその他代理人又はサービス・プロバイダー

128. 勧告10及び勧告22は、全ての金融機関(投資顧問や投資運用会社を含む)及びDNFBPs(弁護士、公証人、その他の独立した法律専門家及び会計士を含む)に対し、法的取極のために取引関係を開始する場合又は臨時に取引を行う場合に、CDD及び記録保存に関する要件の対象となることを求めている。勧告10及び勧告22は、TCSPが明示信託の受託者として行動する場合(又は他者に明示信託の受託者として行動するよう手配する場合)、又は他の形態の法的取極に対して同等の役割を担う場合に、これらの要件をTCSPに対して適用する。

129. これらの要件の効果として、効果的な監視・監督及び制裁制度の対象となる金融機関及びDNFBPsが、法的取極に関する十分で、正確かつ最新の基本情報及びBO情報を継続的に保有し、法的取極の所有・支配構造を、その事業及びリスクプロフィールとともに理解すべきである。

## 情報へのアクセス

### 権限ある当局によるアクセス

130. 権限ある当局、特に法執行機関及びFIUは、受託者、類似の法的取極において同等の立場にある者、その他の当事者が保有する情報(金融機関及びDNFBPsが保有する以下に関する情報を含む)に適時にアクセスできる権限を持つ必要がある。

- a) 法的取極に関する基本情報及びBO情報。
- b) 取引関係にある又は臨時に取引を行う信託又は類似の法的取極に関連して、金融機関又はDNFBPsが保有又は管理する資産。

131. 各国は、リスク、状況、及び重要性に基づき、信託又はその他の類似の法的取極、受託者、及び信託財産に関する十分で、正確かつ最新の基本情報及びBO情報に、権限ある当局が効率的かつ適時にアクセスできることを確保するため、必要に応じて異なる情報源の使用を検討すべきである<sup>23</sup>。

132. 各国は、法執行機関やFIUsなどの権限ある当局が、当事者から、独立した第三者、又は政府機関から直接に、正確かつ最新の情報を取得する十分な権限を有することを確保すべきである。これには以下が含まれ得る。

- a) 法執行機関又はFIUが、当事者に対し、関連情報又は文書の提出を(つまり、個別に)強制することを認めること。

<sup>23</sup> 勧告25解釈ノート、第5項を参照。

- b) 取極の当事者又はその他の独立した当事者が、政府機関に特定の情報（例えば、所有権の変更）に関する届出を行うことを義務付けること。

133. 各国は、受託者が、信託に関する関連情報を権限ある当局に対して提供することを、法律によって妨げられないよう確保すべきである。

134. 受託者又は類似の法的取極において同等の立場にある者（例えば、登記簿などの公的機関、又はその他の個人及び団体）以外の追加の情報源を利用する決定をした場合、権限ある当局は、どの公的機関又はその他の個人／団体が信託又はその他の類似する法的取極、受託者、信託財産に関する十分で、正確かつ最新の基本情報及びBO情報を保有していること、並びに当該情報へのアクセス方法を十分に理解すべきである。必要に応じて、各国は、受託者又は類似する法的取極において同等の立場にある者以外の追加の情報源（例えば、登録簿などの公的機関、又はその他の個人及び団体）を利用することを検討し、権限ある当局がこれらの情報源を認識し、アクセスできる状態を確保すべきである。

135. 関連する情報を保有する当事者は、開示義務を理解し、権限ある当局に全面協力し、当局がその職務を遂行できる期限内で、可能な限り迅速かに情報を提供しなければならない。各国は、この要件を実施するにあたり、当該アクセス及び開示を許可し、必要に応じて、認可した開示に対する責任から情報源を保護する明確な法的又は規制上の枠組みを有することを確保しなければならない。

### 金融機関及びDNFBPsによるアクセス

136. 各国は、適切なデータ保護及びプライバシー保護を条件として、CDD義務への遵守を促進し、不一致に関する報告などの補足的検証を支援するため、信託又はその他の類似する法的取極に関して、他の当局、個人及び団体（例えば、登録機関）が保有する情報に対して、金融機関及びDNFBPsによるアクセスを促進する方策を検討すべきである。

137. 各国は、受託者又は類似する法的取極における同等の立場を持つ者が、その職務において、金融機関又はDNFBPsと取引関係を結ぶ場合、又は金融機関及びDNFBPsとの間での閾値を超える随時の取引を行う場合に、自らの地位を金融機関及びDNFBPsに開示することを確保するための措置を講じるべきである。また、要請に基づき、取引関係の条件に基づき保有、又は管理される信託又は法的取極のBO及び資産に関する情報を、金融機関及びDNFBPsに提供することを、法律によって妨げられてはならない。

### アクセス費用

138. 信託又はその他の類似する取極に関するBO情報を登録簿で保有することを、国が決めた場合は<sup>24</sup>、当該情報へのアクセスを、手数料の支払いを条件とすることを選択できる。また、そのような要件が、権限ある当局による基本情報及びBO情報への効率的かつ適時のアクセスに対して、無用な遅れや障害を生じさせないよう確保に努めなければならない。良い慣行として、各国は、権限ある当局が、当該情報に無料でアクセスすることを確保することを検討すべきである。金融機関及びDNFBPsについては、情報を十分に利用可能にするという目的を推進するため、アクセス料金は比例的であり、関連する情報源の維持管理費や将来的な開発費を含む、アクセス提供のための管理コストを超えないようにすべきである。

<sup>24</sup> 勧告25解釈ノート、第5項を参照。

## 6. 制裁措置

139. 各国は、勧告25及びその解釈ノートを遵守するための要件が明確で、曖昧でないことを確保する必要がある。これには、受託者又は同等の立場にある者が、勧告25の解釈ノート第1項、第4項、第8項、及び第9項に定める義務の履行に関連する責務を遂行できない場合に法的責任を負うこと、又は遵守できない場合に、効果的で、比例的、抑止力のある制裁を科すことが含まれる。権限ある当局に対し、信託に関する情報への適時のアクセスを提供しないことに対して科される制裁は、効果的で、比例的、及び抑止力のあるものでなければならない。

140. 受託者及び類似する法的取極において同等の立場にある者の義務は、法的確実性のために書面で定められ、かつ公に利用可能な規則において明確に定められるべきである。こうした規則は、勧告25の第1項、第4項、第8項及び第9項の要件に対応する義務違反に対する制裁を直接規定すべきである。国が、十分に、正確かつ最新の基本情報及びBO情報に依拠するその他の主体に対しても、制裁を科すことが適切な場合がある。

141. 各国が、信託又はその他の類似する取極に関するBO情報を公的機関が保有することを求める場合、当該機関に対し、保有する情報が十分に、正確かつ最新の状態を確保するための十分な権限(効果的で、比例的、かつ抑止的な制裁を適用する権限を含む)を付与することを検討すべきである。受託者、類似する法的取極において、同等の立場にある者、その他の当事者(例えば、金融機関、DNFBPs)が保有する情報へ適時にアクセスする権限を付与された権限ある当局(法執行機関、FIUsなど)は、当該情報が提供されないことへ制裁を科す権限を有する必要がある。

142. 各国がBO情報に関する他の情報源に依拠することを選択する場合、信託又はその他の類似する法的取極、受託者、及び信託財産に関する十分に、正確かつ最新の基本情報及びBO情報への、効率的かつ適時の方法で、アクセスを権限ある当局に提供しなかったことに対する、効果的で、比例的、かつ抑止力のある制裁が存在することを確保する必要がある。

143. 制裁は、勧告25の要件を遵守しない自然人及び法人両方に適用されるべきである。各国は、自国の法的伝統に従い、法人の経営陣の故意又は過失、又は職務遂行の範囲において法人を代表する権限を与えられた者の行為によって義務違反が引き起こされた場合に、法人に責任を帰属させ、制裁を科すこともできる。従業員が要件に違反した場合、当該従業員に対して責任を有する経営陣に責任を帰属させることも可能である。

144. 義務違反に対する制裁の範囲は、効果的で、比例的であり、抑止力のあるものでなければならない。制裁は、行政的、民事的、刑事的、いずれかの性質を有する。制裁は、金銭的又は非金銭的の両方があり得る。制裁の範囲は、軽微な違反から重大な違反まで、全ての責任及び想定されるケースシナリオを網羅するのに十分に広範なものでなければならない。また、制裁はその違反の重大性に見合ったものであり、その他の関連要因(例えば、違反が体系的及び長期にわたるものか)を考慮する必要がある。当局が違反を効果的に検出し、制裁を科すことができるよう、十分なリソースと手順を整備する必要がある。

## 7. 該当規制制度の適用性とその他の課題

### 受託者の義務履行における判例法の関連性

145. 明示信託の受託者、又は類似の法的取極において、これに相当する立場にある者の義務は、判例法に基づく場合がある。

146. コモン・ロー体系において、過去の判決を通じて受託者に義務を課す場合、それは拘束力のある先例の性質を有する。法の判断を下した裁判所又は司法当局の判断は、先例拘束の原則に基づく権威を有する必要がある、下位の司法当局は上位の当局の判断に従う義務がある。

### サービス・プロバイダー及び受託者による基準の実施

147. このセクションは、サービス・プロバイダー及び受託者に対し、明示信託及び類似の法的取極のBO情報の取得に関するガイダンスを示すことを目的とする。

#### TCSP<sup>25</sup>

148. TCSPは、法的取極の設定と管理に重要な役割を果たす。多くの国では、トラスト・カンパニー・サービス(例えば、会社設立や運営など)は、弁護士や会計士などの規制対象の専門職を含む様々な事業体によって提供されている。<sup>26</sup>一部の国では、弁護士及び会計士は主たる専門業務又は事業が既に規制対象となっている場合もあるが、トラスト・カンパニー・サービスの提供は、犯罪者がこうした専門職を悪用してBO情報を隠す可能性がある領域であり、特定の規制監督を正当化する。<sup>27</sup>また、多くの国では、トラスト・カンパニー・サービスの提供を専門とするその他の会社もこれを提供しているが、その専門業務や事業が規制対象となっていない場合がある。具体的なマネロン・テロ資金供与規制及び専任監督者が存在しない場合、こうした専門業務は規制されないままになる恐れがある。その結果、これらのサービス・プロバイダーに関するマネロン/テロ資金供与リスクが高まり得る。

149. 法的取極に関して、TCSPは通常、その設定を支援し、受託者として行動するか、又は類似の法的取極において、これに相当する立場を担う。TCSPは、受託者又は類似の法的取極において、これに相当する立場にある者として、当該法的取極を代表し、この種の顧客に銀行や監査サービスを提供する金融機関又はDNFBPsと取引することが多い。<sup>28</sup>

150. TCSPが法的取極を設定・管理する場合、信託の受託者を提供する場合、又は類似の法的取極でこれに相当する立場になる場合はいずれも、勧告10に基づき、その構造の一般的な目的及び資金源を把握し、BOを特定できる体制を整えておく

<sup>25</sup> [FATF Guidance for a Risk-Based Approach for TCSPs \(2019\)](https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-trust-company-service-providers.html) (TCSPのためのリスクベース・アプローチガイダンス) <https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-trust-company-service-providers.html>参照。

<sup>26</sup> FATF [Guidance on Risk-based Approach for the Accounting Profession \(2019\)](#) (会計専門職向けリスクベース・アプローチガイダンス)を参照。

<sup>27</sup> [FATF Guidance for a Risk-Based Approach for TCSPs \(2019\)](#) (TCSP向けリスクベース・アプローチガイダンス)、パラグラフ26～30参照。

<sup>28</sup> [FATF Guidance for a Risk-Based Approach for TCSPs \(2019\)](#) (TCSP向けリスクベース・アプローチガイダンス)、パラグラフ186参照。

必要がある。<sup>29</sup>これは、勧告25に基づき負う義務に追加されるものである。

### 法律専門家に関する問題

151. 法律専門家が、法的取極の設定・管理において役割を担う場合は、前述のTCSPに対する要件が当該法律専門家に適用される。法律専門家は、受託者、名義人又はその両方として行動することが多く<sup>30</sup>、弁護士にマネロン・テロ資金供与に関する義務がある場合、職業上の秘匿特権に関する実務上の問題が生じる。実際、依頼人が法的代理及び助言を受け、法律顧問に率直に相談し、その内容が後に不利益となる形で開示されることを恐れない権利は、法律専門家の重要な特徴である<sup>31</sup>。

152. 法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務の範囲は、多くの場合、憲法に定められるか、コモン・ローによって認識されており、条約その他の国際的義務に基づく基本的権利<sup>32</sup>、又は一部の連邦制度におけるその国の各州又は省の基本的権利と関連している。また、法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務の範囲とそれに伴う義務は、国内の法律専門職の種類や提供するサービスの種類によっても異なる場合がある。

153. しかし、一部の信託やその他の類似の法的取極に関する情報へのアクセスにおいて、法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務を理由に、所有又は支配に関する情報の開示が拒否されることがしばしば障害となっている。<sup>33</sup>

154. これは、そうした主張が法律に従って正しく行われ、法的助言に具体的に関連している場合は適切である。しかし、該当国で一般に理解されている保護規定の範囲を超える過度に広範な秘匿特権の主張が行われるケースがある。この問題に対処するため、権限ある当局と専門団体は、自国の法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務の範囲について、明確な共通理解を形成しなければならない。<sup>34</sup>

155. 特に、疑わしい信託又はその他の類似の法的取極に関わる捜査が不適切に妨げられないよう、何が対象に含まれ、何が含まれないかについて明確な理解が確保されるよう努めるべきである。このほか、各国は、法律専門家又は法律専門家が支配する法的事業体が委託者、受益者、支配者又は信託管理人として行為する場合、又は類似の法的取極において、これに相当する立場にある場合、そこにしばしば名義人制度が存在することを認識しておく必要がある。したがって、より詳細な精査を用い、そうした役割を負う実際のBOを特定しなければならない。

### 非専門受託者に関するガイダンス

156. 非専門受託者は一般に、家族間の取り決め、相続、資産承継計画に関わる信託において選任される。FATF用語集では、「受託者」とは、信託の準拠法及びそ

<sup>29</sup> FATF [Guidance for a Risk-Based Approach for TCSPs \(2019\)](#) (TCSP向けリスクベース・アプローチガイダンス)、別紙1参照。

<sup>30</sup> FATF [Guidance on Beneficial Ownership for Legal Persons \(2023\)](#) (法人の実質的支配者に関するガイダンス)、名義人に関するセクション15参照。

<sup>31</sup> これは、世界人権宣言に定められた司法にアクセスする基本的権利の1つの側面として認識されている。この権利は、FATF勧告において認識されており、法律専門家の秘匿特権又は職業上の守秘義務の対象となる情報は疑わしい取引の届出義務から除外され、その範囲をどう定めるかは各国に委ねられている。

<sup>32</sup> FATF [Guidance on Risk-based Approach for Legal Professionals \(2019\)](#) (法律専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス)を参照。

<sup>33</sup> 世界銀行・UNODC StAR報告書(2011)、p.94。

<sup>34</sup> FATF [Guidance on Risk-based Approach for Legal Professionals \(2019\)](#) (法律専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス)参照。「法律専門家の秘匿特権及び職業上の守秘義務は、依頼主の違法行為をそれと知りながら手助けする法律専門家を守るものではない」と明記されている。

の承認に関するハーグ条約第2条に沿った定義であり、事業として信託サービスを提供する専門受託者と、営利目的で行動せず、当該サービスを公に又は習慣的に提供する意思を示さない非専門受託者の両方を含む。これはつまり、勧告25に基づく次を含む義務が、専門受託者と非専門受託者の両方に適用されることを意味する。

- 信託及びその他の類似の法的取極に関し、十分、正確かつ最新のBO情報を取得し、保有する。
- 取引関係を開始するか一見取引を行う場合に、受託者(又はその他の法的取極のこれに相当する立場にある者)の立場を金融機関及びDNFBPsに開示し、取引関係の条件に従って保有又は管理される予定の信託又は法的取極のBO情報及び資産に関する情報を要請に応じて提供する。
- BO情報及び保有資産、及び信託又は類似の法的取極に関するその他の情報を、要請に応じて権限ある当局に提供する。
- 信託又は類似の法的取極への関与が終了した後、少なくとも5年間、当該信託又は類似の法的取極のBO情報を保管する。
- 取得したBO情報を最新の状態に保つ。すなわち、変更が生じた場合は、合理的期間内に更新する。

157. これらの受託者の非専門的性質を考慮すると、これらの要件の監督及び執行は、より困難になる可能性がある。講じるべき措置の範囲をリスクに応じて判断する際には、重要性及びリスクも考慮する必要がある。また、非専門受託者に関わるより高いリスクを低減するための追加措置を検討することもできる。例えば、非専門受託者は事業として信託契約を設定してはならない、又は非専門受託者に金融機関及びDNFBPsとの取引関係の維持を義務付けるなどが考えられる。

158. 各国は、RBAを採用し、自国の法的枠組みにおいて、マネロン/テロ資金供与に関する義務に関する非専門受託者の、十分な監視・監督をどの程度可能にするかを検討できる。また、非専門受託者を対象に、勧告25に基づく義務に関するガイダンス及び研修の提供を検討することもできる。

## 実質的支配者及びその他FATF基準要求事項の実施

### 勧告10又は22、勧告25との整合的解釈

159. 勧告10及び勧告22は、金融機関及び専門受託者を含むDNFBPsに多数のCDD義務を規定しているが、勧告25で規定された義務とその性質が極めて似ている。例えば、専門受託者(又はこれに相当する役割を担う者)に、勧告22に基づき、自らが管理する信託又は類似の法的取極のBOを特定し、確認する義務を負っている。これには、信託又は法的取極について、十分、正確かつ最新のBO情報を取得することが含まれる。

160. 金融機関及びDNFBPsがCDDの一環として収集する信託及び類似の法的取極に関する情報は、勧告25解釈ノートの第5項に示されるとおり、情報源の1つになり得る。

161. 勧告10及び勧告22に基づき、金融機関及びDNFBPsには、顧客の本人特定事項を確認し、事業の性質、所有及び支配構造を把握することが求められる。そのためには、勧告10解釈ノート、第5項(b)(ii)に基づき求められる適切なCDD措置を講じる必要がある。顧客とそのリスクプロファイルを理解する義務は継続性が必要であり、各国は、CDDの状況で収集される情報が十分、正確かつ最新であることを徹底しなければならない。

### 信託及び類似の法的取極に対するBOの定義の一貫した適用

162. FATF勧告改定版には、信託及び類似の法的取極の文脈におけるBOの定義が示されており、当該信託又は類似の取極において受益者として指定されうる者が含まれている。信託及び類似する取極のBOの本人特定事項を確認するCDD義務が適用されるすべての金融機関及びDNFBPsは、用語集のBOの定義の中で列挙され、勧告25解釈ノート第1項に従ったすべての当事者を特定し、確認しなければならない。

### 信託及び類似の法的取極の当事者が法人又は法的取極である場合の特定・確認手段の適用

163. 信託及び類似の法的取極の場合、その信託に関与する当事者に法人又は法的取極が含まれる場合がある。信託を管理する受託者がトラストサービスを提供する営利事業体である場合、委託者が従業員のために信託基金を設立した企業である場合、法的事業体が個人委託者のために名義人として役割を果たす場合、又は資金提供者の指示に従って法的事業体が行為する場合などがある。その場合、受託者(又はこれに相当する立場にある者)と、当該信託又は法的取極にサービスを提供するその他金融機関又はDNFBPsは、当該信託に関わる法人又は法的取極及びそのBOの本人特定事項を特定し、確認しなければならない。この要求事項は(受託者に適用される)勧告25解釈ノートにのみ明記されているが、その他すべての金融機関及びDNFBPsが信託及びその他法的取極のBOを特定している場合は、勧告10及び勧告22の文脈においても同様に適用される。

164. 受託者、その他金融機関及びDNFBPsは、信託及び類似の法的取極の当事者が法人又は法的取極である場合、勧告10に従い、その基本情報及びBO情報を収集、確認して、これを特定し、確認する必要がある。

### 受益者として指定されうる者に関する特定・確認要求事項の適用

165. 金融機関又はDNFBPs(受託者を除く)が明示信託又は法的取極にサービスを提供している場合、誰がBOかの判断にあたり、金融機関又はDNFBPsはその法的取極において、BOが負っている役割又は地位(すなわち、委託者、受託者、受益者、受益者として指定されうる者のいずれであるか)を判断する必要がある。勧告10に従うため、金融機関又はDNFBPは、受託者(自らの地位を金融機関又はDNFBPに開示する義務を負っている)に依拠し、当該信託の受益者として指定されうる者の有無、及びその者が誰であることを示す又は宣言することを確認する必要がある。これは、その判断ができるのは受託者だけであるためである。勧告10解釈ノートに従い、こうした情報は、払出の時点又は受益者が既得権を行使しようとする時点において、受益者の本人特定事項を確認できる状態にあることを金融機関及びDNFBPsに確信させるものでなければならない。

166. 受益者として指定されうる者に関しては、信託そのものの存在を認識していない場合があることから、本人特定事項を確認する公式書類(本人確認書類やパスポートなど)の取得は必須ではない。リスク感度に応じて採用する確認手段には例えば次のようなものがある。

- 受託者の場合は委託者から、金融機関又はDNFBPsの場合は受託者から、受益者として指定されうる者の本人特定事項を確認する宣言書を取得する。
- 信託証書、意向書、その他の類似文書に記載されている本人特定事項に依拠する。

- 公の情報源又はアクセスできる登録機関から入手した情報を確認する。
- 公式書類を取得するか、払出のタイミングで取得する。

### **信託又は類似の法的取極にサービスを提供する規制対象の代理人又はサービス・プロバイダーに関する基本情報を保有する。**

167. 各国は、自国に居住するか、自国で信託又は類似の法的取極を管理する受託者(その他の取極の場合はこれに相当する役割の者)に対し、信託又は類似の法的取極の代理人及びサービス・プロバイダーの特定を求めなければならない。これには、投資顧問、会計士、弁護士、税務顧問などのサービス・プロバイダーが含まれる。勧告25解釈ノートには、受託者はこうした代理人及びサービス・プロバイダーに関する「基本情報」を収集しなければならないと明記されている。

168. また、この義務は勧告25によってのみ想定され、よって受託者だけに適用されることを明確する必要がある。信託にサービスを提供するサービス・プロバイダーとして機能しない限り(例えば、銀行口座を提供する銀行など)、その他の金融機関及びDNFBPsには適用されない。そうした金融機関又はDNFBPsがその信託又は法的取極にサービスを提供する他のサービス・プロバイダーを知り得ない又は知っているとは想定されないからである。

### **信託又は類似の法的取極の代理として行動する者の特定**

169. 勧告25は、受託者又はその他の法的取極において、これに相当する役割を担う者に対し、金融機関又はDNFBPsとの取引関係開始時、又は一見取引の際に自らの地位を開示することを義務付けている。

170. 金融機関及びDNFBPsは、信託の代理として取引関係を開始する際、又は一見取引を行う際に、自らの立場を開示することについて、受託者(又はこれに相当する役割を担う者)に依拠する場合がある。しかしながら、金融機関及びDNFBPsは、特定の状況において、その人物が申告した役割を正規に務めているのではなく、実際にはその事実を開示せずに、別の自然人、法人又は取極の代理として行動している場合があることを認識しておく必要がある。それを指し示す可能性のあるものとして例えば次が挙げられる。

- a) 申告した受託者がすぐに指示を与えることができず、指示を出すまでに時間を求める。
- b) その金融機関/DNFBPsが保有する資金又は資産の出所が申告された受託者以外である。
- c) 開示された取引関係の目的又は特定取引の根拠が疑わしい。
- d) 取引と、開示された取引関係の目的が一致しない(例えば、資金の送付先が申告された目的と一致しない場合)。

### **顧客管理の一環としての電信送金と実質的支配者**

171. 電信送金については(勧告16)、金融機関に対し、勧告16及びその解釈ノートに取り上げられた状況において一見取引を行う場合に、勧告10に定められたCDD措置を実施することを義務付けられるべきである。これには、法的取極である場合に、送金人又は受益者が法的取極である場合、そのBOの本人特定事項を確認し、合理的な措置を講じる義務が含まれる。また、勧告16では、特定の送金人情報の収集や、その情報を電信送金に付随させることなど、金融機関に対して追加的な措置を講じ

ることを求めている。<sup>35</sup>

### **FATF RBAガイダンス**

172. FATF勧告を効果的に実行する鍵となるのがRBAである。監督官庁、金融機関、DNFBPsは、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定し、評価し、理解したうえで、最も適した低減策を実施すべきである。

173. FATF RBAガイダンスは、幅広いセクターとその監督官庁に対する個別ガイダンスである。ガイダンスでは、BOに関する要求事項と名義人制度を監督する重要性も強調されている。例えば、監督の枠組みが、法人及び法的取極に関する十分、正確かつ最新のBO情報が維持されているかどうかを判断するのにいかに役立つかを強調している。

174. この点は特に、TCSP、弁護士、会計士に当てはまり、したがって、これらのセクターに対するFATFガイダンスは、勧告25の要求事項を適用する際にも併せて検討する必要がある。<sup>36</sup>

---

<sup>35</sup> 勧告16解釈ノート、第11項～第18項。

<sup>36</sup> [FATF Guidance on Risk-Based Approach for Trust & Company Service Providers \(2019\)](https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-trust-company-service-providers.html) (トラスト・カンパニー・サービス・プロバイダー向けリスクベース・アプローチガイダンス) <https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-trust-company-service-providers.html>、[Guidance on Risk-based Approach for Legal Professionals \(2019\)](https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-legal-professionals.html) (法律専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス)、[Guidance on Risk-based Approach for the Accounting Profession \(2019\)](https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-accounting-profession.html) (会計専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス) <https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-accounting-profession.html>を参照。

## 8. 国際協力

175. 明示信託及びその他の類似する法的取極は、法域をまたぐマネロン／テロ資金供与に用いられる場合がある。FATF勧告37及び40に規定される効果的な国際協力には、マネロン・テロ資金供与に関する国際捜査において、管轄当局の全面協力を通じて、正確なBO情報へのアクセスが必要である。各国は、BO情報を含む、明示信託及びその他の類似する法的取極に関する情報を他国から取得できる必要がある。同様に、各国は、国内で入手可能な場合のある明示信託及びその他の類似する法的取極に関するBO情報を含めた情報について、外国当局からの要請に応じる必要がある。

176. 明示信託及びその他の類似する法的取極に関する情報について、国際協力に関する実務的な水準の国際協力を確保するため、勧告25には、次の事項を含む国際協力の提供のための具体的な要件が定められており、これには以下が含まれる。

- a) 海外の権限ある当局が登録機関又はその他国内当局が保有する情報へアクセスすることを容易にする(例えば、海外当局が情報を要請できる効率的な仕組みを設ける)。
- b) 海外当局が法的所有権の連鎖を迅速に追跡できるよう、明示信託又はその他の法的取極に関する利用可能な情報を交換する。
- c) 国内法に従い、海外の権限ある当局に代わって、BO情報を入手する権限を自国の権限ある当局が行使する(例えば、自らの捜査時に限らず、海外当局の要請を受けた場合)。

177. 海外の権限ある当局との情報交換においては、国際的に合意された基準に従い、情報へのアクセスに関して過度に制限的な条件は避けなければならない。「情報交換又は支援における過度に制限的な条件」とみなされる可能性のあるものは、租税を含む財務又は銀行による秘密保持を理由とする支援要請の拒否が挙げられる。<sup>37</sup>

178. 各国は、海外の当局による支援又は協力の要請を支援するため、連絡先、担当機関、登録機関情報(該当する場合)及び当該情報へのアクセス又は要請する際の手続を、公に利用可能にする(例えば、オンライン上)、又は手続に関する具体的なガイダンスを掲示することを検討する場合がある。

179. 国内法の下で明示信託及びその他の類似する法的取極を規制する国は、国内の明示信託及びその他の類似する法的取極の各種類型、形態、基本的特徴を識別し、説明する仕組み、及びこれらの法的取極を設定し、BO情報を取得するプロセスを識別し、説明する仕組みを設けるべきである。また、そうした仕組みに関する情報を公に利用可能にするべきである。

<sup>37</sup> 例えば、租税に関する要請は、国際的な租税情報交換協定に従って行うべきである。したがって、税務当局が適切な状況下で支援を拒否する場合(例えば、国際的に合意された基準に沿った関連国際協定の条件を満たさない場合や、国際的に合意された基準に基づき支援拒否が認められている場合など)は、「過度に制限的な条件」を課したとみなされるべきではない。

180. 法域をまたいだBO情報の効率的かつ迅速な交換を促進するため、各国は、捜査共助を通じる場合など当該情報に関する正式な要請方法に関する要領の公表を検討し、要請を受領し、対応する連絡先の情報を公表する必要がある。各国は、海外からのBO情報に関する要請を受領し、処理する責任を負う適切な機関(例えば、登録機関を管轄する省庁)を指定し、情報を要請する際の手順に関して、明確な要件及び要請された情報に関する制限事項に関する明確なガイダンスを海外当局に対して提供しなければならない。また、こうした要請を処理する際に、関係する権限ある当局間の協力に関する適切な内部手続を設けることを検討できる。定義された合理的な返答期間は、手続きにおいて透明性をもって反映されるべきである。

## 別紙A. 信託の目的

本別紙に含まれる信託の目的の一覧は網羅的ではなく、国内法に基づき違法とみなされるものが含まれる可能性がある。

### 資産の保護

信託は、認識した外部リスクから資産を守るためによく用いられる。

- 離婚
- 債権者からの請求又は破産リスク
- 遺留分に関する定め
- 政情不安の懸念

### 資産運用

信託の受益者のために資産を保有し、その管理を信頼できる意思決定者に委ねることは、多くの信託の利用において重要な要素である。例えば次のようなケースが考えられる。

- 受益者が資産を完全に所有することに関して、現在又は将来の能力、理解、責任について懸念がある(例えば、受益者が、未成年である、高齢になっても資産管理が適切に行われるようにしたい、又は無能力になるリスクがあるなど)。
- 受益者が精神的無能力の状態にあるか、重度の身体障害があり、自己の財産管理が困難である。
- 受益者が外部から影響を受けやすい状態にあると考えられる(例えば、年少者であるため影響を受けやすいなど)。
- 規制上、受益者が資産を所有することができない。
- 資産に対して独立した監視が必要である。
- 浪費者信託を設定するため(受益者の資産へのアクセスが制限されている)。
- 受益者が信託財産に債務義務を負わせることを防ぐ。
- 事業継続の確保のため。

信託は、事業運営の観点から、事業経営と原収益の享受とを切り離し、所有の細分化又は希薄化を防ぐために用いられることがある。

管理の継続性は、短期的視点に偏りやすい資産管理を防ぎ、個人所有に端を発していることもある信託所有資産(商用不動産、非公開会社など)に混乱が起きるリスクを抑える効果が期待されるため、すべての受益者と資産又は事業そのものの安定性確保に役立つ。所有権が信託に保持されている場合、日常業務に直接関与していない受益者でも、事業価値の一部を与えられ、完全所有に伴う支配力を取得することなく、収入を得ることができる場合がある。

### プライバシー

信託は、プライバシーの強化に役立つ。これは、著名人の安全確保や、受益者の期待を管理する場合(例えば、自己研鑽や自立力を養う意欲を損なうリスクを減らすため)に重要と考えられる。

### 法的障害の克服

一部の法域では、資産所有が認められる者に制限が課されている。例えば、その国の居住者でなければ不動産を所有できない場合がある。その国に居住する受託者を選任し、自ら(又は複数の事業体)に代わって資産所有を任せることによって、この規則を克服できる。

### 税務最適化

一部の国では、信託は所得税その他の課税が免除される場合や、法人に課される税率や、受益者が課税対象となる国で課される税率と比べて低い税率が適用される場合がある。(反対に、信託の実効税率が個人受益者の税率よりも大幅に高く設定されている法域もある)。

受託者が免税される法域の受託者を特定することで、二重課税又は国家間の適切な救済措置の欠如というリスクを回避できる。これに加え、受託者が選択した時点で受益者を指名できることにより、受益者への課税が発生する時期を遅らせることができる。

### 資産承継計画・相続

信託は、資産承継計画において有用な場合がある。財産権益の管理・運営を継続できるほか、現時点で特定できない者(例えば、信託設定者の未出生の子孫)のために、将来の財産権益を創設し、保護することができる。さらに、この管理の継続性は委託者の存命中にも重要であり、金融機関などで委任状がしばしば認められないことによって生じる、無能力となった成人の資産管理の困難を回避できる。

信託は、遺言者が単独名義で資産を所有していた場合に、その死亡後に生じる相続の遅延、費用、煩雑な手続を回避する役割も果たす。信託財産に対する法的権原は受託者が保有するため、所有権が継続され、委託者(又は受益者)の死亡に影響を受けない。これにより、相続手続が完了するまで銀行口座の凍結や、資産が複数の国にある場合などの実務的な問題や遅延を回避できることがある。

### 投資保有ビークル又は営利保有ビークル

信託は、ユニットトラスト型の仕組みや年金基金など、共同投資のための保有ビークルとして利用されることがある。

信託は、例えば次のような目的で特定の商業活動に利用することもできる。

- 消費者保護を目的としたリングフェンス資金(家主が借主の敷金を保有する場合や、旅行会社が旅行代金を保有する場合など)。
- 従業員のためのリングフェンス資金(例えば、死亡一時金を支給するグループ生命保険など)。
- 将来の義務の履行(例えば、葬儀や建物保全サービスの提供、油田の将来の廃止措置に関してなど)。
- 契約時の担保の提供(例えば、株式又は資産売却時の追加的な条件付対価の額、又は金融市場での債券発行に関してなど)。

## 参考文献

- FATF (2012), FATF Recommendations (FATF勧告)  
[www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Fatf-recommendations.html](http://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Fatf-recommendations.html)
- FATF (2013), FATF Methodology for assessing technical compliance with the FATF Recommendations and the effectiveness of AML/CFT systems (FATF勧告の技術的遵守とAML/CFT/CPFシステムの有効性を評価するためのメソドロジー)  
[www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html](http://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html)
- FATF (2019), Risk-Based Approach Guidance for Legal Professionals (法律専門家向けリスクベース・アプローチガイダンス)  
[www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-legal-professionals.html](http://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-legal-professionals.html)
- FATF (2019), Guidance on Risk-Based Approach for Trust & Company Service Providers (TCSP向けリスクベース・アプローチガイダンス) [www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-trust-company-service-providers.html](http://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-trust-company-service-providers.html)
- FATF (2019), FATF Guidance on Risk-based Approach for the Accounting Profession (会計専門職向けリスクベース・アプローチガイダンス) [www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-accounting-profession.html](http://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Rba-accounting-profession.html)
- FATF (2023), Guidance on Beneficial Ownership of Legal Persons (法人の実質的支配者に関するガイダンス) [www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Guidance-Beneficial-Ownership-Legal-Persons.html](http://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/Guidance-Beneficial-Ownership-Legal-Persons.html)
- OECD (2021), Building Effective Beneficial Ownership Frameworks, A joint Global Forum and IDB Toolkit (実効性のある実質的支配者枠組みの構築)、OECD Publishing, Paris, [www.oecd.org/tax/transparency/documents/effective-beneficial-ownership-frameworks-toolkit\\_en.pdf](http://www.oecd.org/tax/transparency/documents/effective-beneficial-ownership-frameworks-toolkit_en.pdf)
- OECD (2023), International Standards for Automatic Exchange of Information in Tax Matters: Crypto-Asset Reporting Framework and 2023 update to the Common Reporting Standard (課税における自動的情報交換に関する国際基準: 暗号資産等報告枠組みと共通報告基準2023年更新版)、OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/896d79d1-en>.



## リスクベース・アプローチに関するガイダンス 法的取極の実質的支配者と透明性

RBAは、2012年に採択された「FATF International Standards on Combating Money Laundering and the Financing of Terrorism and Proliferation」(FATF マネロン/テロ資金供与対策国際基準)改定版を実効性をもって実施するための根幹である。

勧告25に関するガイダンスは、明示信託及びその他の類似の法的取極を指す「法的取極」に適用される透明性要件に重点を置き、法人の透明性強化に関するそれまでのFATFの取り組みを補完する。

本ガイダンスは、信託又は類似の法的取極の規制、監督、実施、組成、管理又は運営に携わる官民セクターの幅広い利害関係者を対象とする。

[www.fatf-gafi.org](http://www.fatf-gafi.org) | 2024年3月